

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

(平成13年4月3日国総建第97号 総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて)

最終改正 平成28年5月14日国土建第
99246号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりまとめたので、今後の事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱わたい。

〔別添〕

建設業許可事務ガイドライン

【第2条関係】

1. 第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について
建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもつてその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。
この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について
各業種における類似した建設工事の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレ

ストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。

② 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の設地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水管等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。

③ 「法面保護工事」とは、法斜の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
④ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
⑤ 「左官工事」とは、モルタル吹付け工事等のためモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。

⑥ 「法面保護工事」とは、法斜の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
⑧ 「土木・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置ま

体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能な工事である。

② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の作業として当然に含まれているものである。

③ 「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) 土工・コンクリート工事

① 「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。板固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、ブレキヤストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は断壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。

② 「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることが請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。

③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。

④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルボント工事等各種の地盤の改良を行なう工事を総称したものである。

⑤ 「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。

⑥ 「法面保護工事」とは、法斜の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。

⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

⑧ 「土木・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置ま

を一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。

- ⑤ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。

(5) 石工事

「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・コンクリート工事』における「コンクリートブロック積み（張り）」工事」の区分の考え方には以下のとおりである。根固めアロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬似等をはり付ける工事や法面處理、又は隔壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行ふ場合を含む。

(6) 屋根工事

① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。

② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『空気通管工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それとの専門の方に区分するものとし、これらに含まれる機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管等などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設

工事』間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により屎尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(3) 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるために、

機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『空気通管工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それとの専門の方に区分するものとし、これらに含まれる機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自身の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、污水处理場内の處理設備及び下水処理場内の處理設備を建造、設置する工事が『水道施設工事』である。

⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートペネル及びオートクライプ養生をした堅重気ほうコンクリートペネルも含まれる。

③ 「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック工事」並びに「石工事」間の区分の考え方とは以下のとおりである。根固めプロック、滑波プロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬似等をはり付ける工事や法面処理、又は擬似としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「コンクリート工事」としてこれらを行ふ場合を含む。

- ① 「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区別の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ピルの外壁に固定された遮断階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の軸体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- (11) 鉄筋工事
- 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、機械式継手等がある。
- (12) 鋼装工事
- ① 鋼装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『鋸装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工アーム付け工事については、地盤面をコンクリート等で創成した上にはり付けるものは『鋸装工事』に該当する。
- (13) 板金工事
- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や監房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。
- (14) 塗装工事
- 下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (15) 防水工事
- ① 「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、探す、剝付け、たたみの製造・加工から販売までを一貫して請け負う工事をいう。
- (17) 機械器具設置工事
- ① 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについても原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「通風機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『消音施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『器具設置工事』等に区分すべきものである。
- (18) 電気通信工事
- ① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に属する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ③ 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについても原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (19) 施設工事
- ① 「施設工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、舗道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の施設等を建設する工事である。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を行って行う工事である。

(20) 水道施設工事

① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用渠道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

① 「金属製避難梯はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

② 「機械器具設置工事」にはなくすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』、『電気工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいざれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【第3条関係】

1. 許可の区分について

(1) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて營業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内に営業所を設けて營業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみではなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可是、一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一の建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が並立することはない。ただし、一の建設業者につき二以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることは差し支えない。

2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所ではない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、契約書の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行なう事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

なお、1. (1) のとおり、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所においては当該業種について営業することはできない。

3. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項の「木造住宅」について

(1) 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。

(2) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

4. 令第2条の「下請代金の額」について
発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が~~3,000~~^{4,500}万円（建築一式工事にあつては~~4,500~~^{6,000}万円）以上の工事を下請施工せようとする時の~~3,000~~^{4,500}万円には、

元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について

一の業者が既に許可を受けた後、更に他の建設業について追加して許可の申請をしてきた場合（般・特新規（【第5条及び第6条関係】2（1）②参照）の場合を含む。）、それをを別個の許可として、各々許可年月日及び許可の有効期間が異なるものとして取り扱うと、建設業の許可を行った国土交通大臣にあっては許可事務の円滑化を阻害し、建設業者にあっては許可の更新時期の失念等の原因となり、法の適正な運用を図る上で不都合を生ずることとなるので、同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、以下のとおり取り扱う。

（1）同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、一の許可の更新を申請する際に、できるだけ有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。

（2）同一の業者が既に許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている從来の建設業の許可に二以上の許可を受けている場合は、そのすべて）とをあわせて一件として許可することができるものとする。

ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる從来の建設業の許可の有効期間は、原則として6カ月以上残っていることを必要とする。

6. 許可の有効期間の取扱いについて

（1）許可の有効期間は、許可のあつた日から5年目の許可があつた日に対応する日の前日をもつて満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であつてもその日をもつて満了する。

（2）建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行つたものとして取り扱う。

7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行に係る申請があつた場合の從前の許可の効力等について

（1）建設業者から

① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があつた場合

② 特定建設業の許可への移行に係る申請があつた場合

であつて、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。

（2）（1）の申請があつた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、（1）①の場合にあっては一般建設業の許可の有効期間満了後特

定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は、（1）②の場合にあっては特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可は、なおその効力を有するものとして取り扱う。
（3）なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合には、（1）及び（2）の取扱いは当然受けないものである。

8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であつても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、従前の許可是お効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された譲り受け契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可の効力を失つた後も、法第29条の第1項の規定により継続して施工することができる。

9. 許可の通知について

（1）建設業の許可をした場合においては、申請者に対し当然に通知する必要があるので、別紙1により通知するものとする。

（2）建設業者あてに送付者しくは手交することとし、申請者が当該通知を確實に受け取った旨の記録を残すものとする。

10. 許可の通知について

（1）建設業の許可をした場合には、申請者に対し当然に通知する必要があるので、別紙2により通知するものとする。

（2）知事許可から大臣許可への許可の換えをした場合の許可の通知は、別紙2により通知するものとする。

11. 許可に付する条件について

許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び登録者の保護を図ることを目的として、許可の効果に制限を加えるものである。したがつて、付することができる条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体的な事例に即して判断する。

また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があつたとしても、法第29条第1項第6号に該当する場合は、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するための指示をし、又は営業停止を命ぜることとする。

なお、一般建設業者に係る法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に限る法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなければ法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなつた場合に付する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要を生じた他の從たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の從たる建設工事であって、それ自身が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の性文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて（1）許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ願書（別紙4）を提出せらるものとし、提出があつた場合には、許可申請書類を直接申請者あてに返却する。

なお、当該返却は直接申請者あてに送付し若しくは手交することとし、申請者が当該返却を確実に受け取った旨の記録を残したものとする。

（2）許可申請を却下する場合には、許可の拒否通知書（別紙5）を、申請者あてに送付する。なお、当該通知書は直接申請者あてに送付または手交することとし、申請者が当該通知書を確実に受け取った旨の記録を残したものとする。

（3）許可申請書類以外の書類については、許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なものののみの提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めない。ただし、【その他】3.で定めるものについてはこの限りではない。

2. 許可申請書類の審査要領について

（1）建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可是、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時にを行うことができる。ただし、登録免許證又は許可手数料についてでは、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

② 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。
「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政からも受けていない者が、許可を申請する場合

【許可換え新規】……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政以外の許可行政に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」……一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合、一般建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該特定建設業を終止させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することできない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請されることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」……………一般建設業の許可を受けていた他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けていた者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を申請する場合、既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で継続して申請する場合

③ 「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。

なお、ここでいう受理とは、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由庁」という。）においてなされたものをいう。

④ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書の（様式第二号）別紙二（1）「営業所一覧表（更新）」の「主たる営業所」をいう。

また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に記載の住所等に係る施限も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委託状の写しその他の作成等に係る施限も併記し、押印する。なお、この他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。

- ④ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配入する営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。
- ⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。
- ⑥ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙一「従員等の一覧表」の「従員等の氏名及び役名等」欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは~~監修~~委員会監修設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれない。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名跡を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。
お→同一人平業者にては当該書類に該当する者を記載せざる。
- ⑦ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧（更新）」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有するか所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。
- ⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。
- ⑨ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

（2）工事登録書（様式第二号）について

- ① この表は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事とその他の工事に分割し、それをや管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管建設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなしえ得る場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。
- ② 本表の作成にあたり、解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものはと

- び・土工・コンクリート工事に計上し、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとする又は受けている場合は解体工事に計上し、それ以外はその他工事として取り扱う。ただし、申請又は届出を行う者者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行なう者は、平成28年5月31日までに請け負ったものも含め、及び・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて作成しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けない場合、建設工事の種類欄は「その他（解体工事）」と記載するものとする。

- ③ ② 本表には、申請又は届出を行なう日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行なう者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。

- （a）経営規模等評価の申請を行う者の場合
イ 元請工事（発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事を記載させる。

- ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超過するところまで記載する。
また、堅微な建設工事（令第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、堅微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させる必要はない。
ロ イに該当する元請工事の記載に統けて、総完成工事高の7割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を記載させる。

- ただし、当該金額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超過するところまで記載する。
また、堅微な建設工事が含まれる場合には、堅微な建設工事に該当する工事は10件（上記イにおいて記載した堅微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。

- （b）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させることがとなる。

- ④ ③ 経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあつては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載するよう指導するものとする。

- ⑤ ④ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A坂新築工事」等と記載すること等が考えられる。

- （3）直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について
① 許可に係る建設工事の施工金額の欄には、許可を受けようとする建設業に係る建設工

- 事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の種類をすべて記載させる。
- ② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載させる。
- ③ 解体工事については（2）②に準じた取扱いとし、申請又は届出を行いう者が法律第27条の26規定に基づく経営規模等評価の申請を行いう者には、過年度に計け負った工事も含めとび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて記載しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上するものとする。
- （4）使用人数（様式第四号）について
- ① 「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法律第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。
- ② 同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として從事する職務の区分に含めて記載させる。
- （5）経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）について
- ① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業において同一人がなり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本性又は本店営業所を含む者）内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経営業務の管理責任者として証明するとのないよう指導する。
- ② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成される。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の中建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合には、（1）「工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は外出によって経営期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができる。したがって、被証明者がその要件を満たすものとされ、二以上の中建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合には、（1）「工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は外出によって経営期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができる。
- ③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあつた者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事實を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付せること。
- ④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、①〔7〕「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。なお、経営業務の管理責任者の

- 変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。
- ⑤ 経営業務の管理責任者の略歴書（様式第7号別紙）は、経営業務の管理責任者である役員について記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、「賞罰の内容」の欄には、「賞罰の内容」の欄に具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合には行政処分等の事実が認められ、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。
- （6）専任技術者証明書（様式第八号）について
- ① 建設業許可申請時（更新を除く。）、専任技術者の変更がある場合には新規・変更用（様式第八号）を使用させて変更等の手続を行うこととする。なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。
- ② 新規・変更用（様式第八号）（新規許可等を申請するために使用する場合 〔6〕〔1〕「区分」の欄に「1」を記入する場合）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「營業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれる専任技術者について記載させる。
- ③ 同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することのないよう指導する。
- ④ 〔6〕〔4〕の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者になり得る資格を行する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となつている建設業が一般建設業の場合は、「1」、「4」又は「7」を記入させる。
- ⑤ 〔6〕〔4〕の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている者か既に他の建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。
- ⑥ 専任技術者若しくは業種追加を申請する場合又は専任技術者の担当業種若しくは有資格区分の変更に基づき届出を行いう場合において、専任技術者としての基準を満たしていることを証するため添付する証明書については、〔6〕〔4〕の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあっては、その提出を省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなつている場合には、省略することができない。
- ⑦ 〔6〕〔5〕の「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が他に資格を有している場合であつても、同人が専任の技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑧ 規則第7条の3第2号の中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「墊根工事業」の下欄四、「しゅんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「燃絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三、「解体工事業」の下欄五、六、七に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）及び建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認める旨を定める件（平成17年国土交

- 通省告示第1424号。⑨において「主任技術者要件告示」という。) 第二号又は第三号に該当する者として専任技術者の証明をする場合に、規則別記式第八号による「専任技術者証明書」の資格区分コード欄には、規則別表(二)の分類に従い、「99」を記載させる。
- ⑩主任技術者要件告示第一号の表中「解体工事業」の下欄三から八へ、建設業法第15条第2号の国土交通大臣が定める件(昭和63建設省告示第1317号)の表中「解体工事業」の下欄三、四及び九建設業法(昭和二十四年法律第百号)第五十五条第二号への規定により、同一号令に掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件(平成28年国土交通省告示第747号)に該当する者として専任技術者の証明をする場合には、規則別表(二)の分類に従い、法第7条第2号の区分に該当するコード(法第7条第2号へに該当する者については、その有する資格等の区分に該当するコードのうち附則第4条該当に係るもの)を用いることとする。
- ⑪許可を受けた建設業が解体工事業である場合において、上記のいずれかに該当する者又は建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正正省令」という。)附則第4条に該当する者から、法第7条第2号若しくは第15条第2号又は平成27年改正省令附則第1条若しくは第3条に該当する者へ専任技術者を変更する場合にも変更の手続を行う必要があることに留意する。
- (7) 実務経験証明書(様式第九号)について
- ① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画道路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇県ビル増改築工事現場監督」等のように具体的な工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるよう記載させよ。
- ② 「実務経験の内容」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要である。この場合、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重にして計算しないものとするが、平成28年5月31日までに土・土工事業許可で請け負った解体工事業に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降・及び・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重にて計算される。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載さるものとする。
- ③ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」(上記(5)の③)に準じて取り扱うものとする。
- ④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接從事できないこととされているので、審査に当たって十分注意する。また、建設工事に係る資材の正資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行後は、令第1条の2第1項に規定する修繕な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たっては十分に注意する。
- (8) 指導監督的実務経験証明書(様式第十号)について
- ① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設工事に係る建設工事で、同様に審査に当たっては十分に注意する。

- 発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに限し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である。(なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が、500万円以上4,500万円未満の建設工事に關して歴史ある実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に關する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。)したがって、発注者がから直接請け負った建設工事に關する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負へとしての経験は含まない。
- ② 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」(上記(5)の③)に準じて取り扱うものとする。
- ③ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの(昭和59年10月1日前の建設工事にあっては1,500万円以上のもの、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあっては3,000万円以上のもの)について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負代金の額とする。
- ④ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書(7)の①及び②)に準じて取り扱うものとする。
- (9) その他専任技術者の証明書類(規則第3条第2項及び第13条第2項)について
- ① 規則第3条第2項第3号に規定する「法第7条第2号への規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第13条第2項第1号に規定する「法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第3項に規定する合格証明書により認認することとするが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間に付しては、試験実施機関が発出す合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間(例えば、合格通知書の交付日より半年程度)が経過した後ににおいては、合格証明書で合格の確認を行なうことを原則とする。
- ② 規則第3条第2項第4号又は規則第13条第2項第4号(監理技術者資格者証の写し)により、法7条第2号又は法15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、(7)の実務経験証明書、(8)の指導監督的実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。
- (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第十一号)について
- 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行

に当たって、一定の機能を有すると判断される者すなわち支那人及び商店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。

(11) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について

① 本表には、法第7条第2号に該当する者、法第15条第2号イに該当する者及び同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者に記載する必要があるが、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者にあっては、これらの者に加え、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者についても記載することを要する。

② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすこととを証する指導監督的実務経験証明書（様式第10号）（卒業証書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する指導監督的実務経験証明書（様式第6号）を含む。）を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合においては、「既提出の一覧表における建設工事の種類」に係る技術者の証明書については、その確認は不要しない。ただし、当該証明書のうち「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者資格者証を含む。）の写しをもつて代えることができるものとする。

③ 規則第7条の3第2号の表中、実務経験要件欄と対象者については、二業種についてそれぞれ実務経験10年を有している者など本来記載対象外である法第7条第2号ロ該当者の一部が当然に含まれるが、法第7条第2号ハに該当する者であるため、同様式記載要領1に従い、「国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）」の記載対象となるものである。

また、この場合、有資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」が記載されることとなる。

なお、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者については、法第7条第2号ロに該当し、かつ、法第15条第2号ロにも該当する場合、有資格区分コードを「99」から「02」に変更することができるものとする。

- ④ ⑦ [4] の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」及び「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄には、技術者が法第7条第2号ハ又は法第7条第2号イに該当する建設業については「7」又は「9」を記入する必要はない。
- ⑤ ⑦ [5] の「有資格区分」の欄は、申請する又は既に受けている許可の如何にかかわらず、法第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者、同号ロに該当する者、同号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者の資格について記載させる。

- (11) 許可申請者（法人の役員等　本人　法定代理人　法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調査書（様式第十二号）について
- 本調査は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成するものとするが、監管業務の管理責任者については、本調査書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として取り扱うこととする。
- (12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査書（様式第十三号）について
- この調査書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調査書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

- (13) 建設業法施行令第3条に規定する登記人の住所、生年月日等に関する調査書（様式第十三号）について
- この調査書は、「建設業法施行令第3条に規定する登記人の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調査書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。
- (14) 登記事項証明書等（規則第4条第1項第5号及び第6号）について
- ① 登記事項証明書等の内容について
- (a) 規則第4条第1項第5号に規定する「登記事項証明書」の交付については、法務局及び地方法務局において受けられるものであること。
- (b) 規則第4条第1項第6号に規定する「市町村の長の証明書」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。
- (c) 上記（a）及び（b）の証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。
- ② 登記事項証明書等の添付について
- 登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。
- (a) 新たな者が役員一員~~並びに~~及び令第3条に定める使用人になった場合は、当該証明書のうち「新たな者が役員一員~~並びに~~及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行い、誓約書（様式第六号）には登記事項証明書等を添付する。
- (b) 役員一員~~並びに~~及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者に変更があつた場合は、役員一員~~並びに~~及び令第3条に定める使用人並びに個人として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属、所屬する営業所の名称に変更があつた場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

(c) 従員一組談合、顧問及び令第3条に定める使用者として既に登録されている者が該当しなくなつた場合

従員一組談合、顧問及び令第3条に定める使用者として既に登録されている者が該当しなくなつた場合の従員一組談合、顧問及び令第3条に定める使用者ではなくつた場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る登記事項証明書等は省略することができるものとする。

(15) 附属明細表（様式第十七号の三）について
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもつて附属明細表の提出に代えることができるものとする。

(16) 営業の沿革（様式第二十号）について
法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させることとし、建設業者が行政罰処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記載させるものとする。

(17) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について
「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

3 提出書類の省略について
更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することとする。
(1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出を要しない。

また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人件数を記載した書面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第一号の二）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（投資者）調書（様式第十四号）、所蔵建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてもその提出を省略することができる。

(2) 特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月

日等に関する調書（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。

ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、法第15条第2号ロに該当する者及び同号への規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本表の添付を省略することはできない。
(3) 許可新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人件数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。

【第7条関係】

1. 経営業務の管理責任者について（第1号）

(1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、監査委員会監査役会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に當たつては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ監制上の地位にあることを確認するための書類
- ・ 組織図その他のこれに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
- ・ 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行権限の委嘱を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に關して、代表取締役の指揮及び命令のものとともに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
- ・ 定款、執行役員規程、執行役員監査規程、取締役会規則、取締役会監査規程、取締役会の議事録その他のこれらに準ずる書類

- (2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、一ヶ月以上連続して就業する社員をいい、原則として主たる事業所本社、本店等において休日その他の勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に從事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務管理責任者としての経験について（告示第2号）
許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであつてもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関する限り差し支えない経験を有する場合も本号に該当する。

2. 専任技術者について（第2号）

(1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に從事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事部の状況等により「専任」か否かの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であって専任の技術者として取り扱う。

① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者

③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により専任を要する営業所が他の法令において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する事務所等により専任を要する事務所等と並んでいる場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）

④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(2) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に施工事のみの経験のみの場合は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験を積み上げ合計して得た期間とする。ただししておまかで計算できる、経験期間が重複しているものにはあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状、消防設備士免状等でなければ直接受けた者等として従事した実務の経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入するし、建設リサイクル法による解体工事業界で受け負ったものに限り経験期間に算入する。

(3) 本号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業に

つき本号のイ、ロ又はハへの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって本号の要件を満たしているとて取り扱うことができる。
なお、経営業務の管理責任者に該当する者と専任の技術者とを重複して認めるることは、効率場所が同一の営業所である限り差し支えない。

3. 誠実性について（第3号）

(1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法律に違反等について請負契約に違反する行為をいう。

(2) 申請者が法人である場合には、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合にはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行なつことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、(1)に該当する行為をした事が通知された場合は(2)のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たさむのとして取り扱うものとする。

4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号）

(1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものと定めることとする。
なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(2) 次の①、②又は③に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。

① 自己資本の額が500万円以上である者
② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められる者
(注) 個別とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金にかかる判断は、具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により行う。

③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者
(3) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては

- 期首資金、事業主借入額及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上さざる利息留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- (4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時ににおける財務諸表により、それぞれ行う。
- (5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行なう際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合したこととなつても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。(法第15条第3号の基準について同じ。)

【第8条関係】

1. 法第8条本文括弧書きの趣旨
許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までのいざれか一に該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。

2. 法第8条第11+10号及び第12+14号括弧書きの趣旨

法第8条第11+10号及び第12+14号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第6号に該当する者であっても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用人であった場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

3. 役員等の欠格要件の該当性の判断について

役員等の一覧表(様式第一号別紙一)に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、株主等及び「その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行するものと認められる者」が次格要件に該当した場合、「顧問」、「相談役」又は「その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは従業員」と同様に扱うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

【第9条関係】

1. 許可換え新規について

許可を受けた建設業者が、法第9条第1項各号の一に該当したときは、許可行政庁を異にすることとなるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。

2. 登録免許税の納入及び還付について

(1) 登録免許税の納入について
国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄県総合事務局(以下「地方整備局等」という。)の所在地を管轄する

2. 許可換え新規の取扱いについて
- (1) 許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可の申請の場合における取扱いと同様に行う。
- (2) 許可換え新規の申請をしようとする者には、当該申請書の正本に申請時に提出して貰ったいる建設業の許可の通知書の写しを添付させる。
3. 許可換え新規の際の添付書類の移管について
- (1) 第9条第2項の規定により、許可換え新規の申請をする建設業者は、法第6条第1項第1号から第3号までの書類(以下「工事経歴書等」という。)の添付を省略できることとされているが、工事経歴書等の添付を省略して許可換え新規の申請が行われた場合には、これを受けた地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄県総合事務局長(以下「地方整備局等」という。)は、従前の許可行政庁に提出されている工事経歴書等の内容を十分に把握・理解した上で、当該申請に係る審査を行う。
- (2) (1)の中請に関する審査の結果、許可換え新規の許可をした地方整備局長等は、従前の許可行政庁に対して、当該許可を受けた建設業者に係る工事経歴書等を送付するよう依頼する。
- (3) (2)により工事経歴書等の送付を受けた地方整備局長等は、その設ける閲覧所において、送付を受けた工事経歴書等を、許可換え新規の申請時に提出された書類とあわせて公衆の閲覧に供する。
4. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
- 許可換え新規の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。
- また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に継続された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより從前の許可の効力を失った後も、法第29条の第1項の規定により継続して施工することができます。

【第10条関係】

1. 登録免許税の取り扱いについて
一般建設業の許可又は特定建設業の許可のいざれか一方を国土交通大臣から受けている者が、新たに他の区分に係る国土交通大臣の許可を受けようとする場合には、その者は法第10条第2号の「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」に該当しないものとして取り扱う。

- (1) 登録免許税の納入について
国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄県総合事務局(以下「地方整備局等」という。)の所在地を管轄する

る税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。

(2) 登録免許税の還付について
許可申請を取り下げる場合又は許可申請が却下された場合は、次により取り扱う。

① 許可申請を取り下げる場合には、「許可申請の取下げ願書」(別紙4)に登録免許税の還付願書(別紙7)を添え、直轄地方整備局建設産業課長(東北・北陸・中国・四国→九州地方整備局)にあつては建設部計画・建設施設業課長、関東及び近畿地方整備局にあつては建設部建設業第一課長、北海道開発局にあつては事業振興部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長(以下「建設産業課長」という。)) あてに提出させる。

② 許可申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付願書に当該申請に伴つて納入した登録免許税の領收証書を添え、直接建設施設業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について
国土交通大臣の許可を受けるものであつても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き継ぎ建設業を営むたために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き継ぎ建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

4. 訸可手数料について
許可の更新の申請及び料金追加の申請を行つた者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもつても返還しないものとする。

【第11条関係】

1. 変更届出書等の効力について
変更届出書(様式第二十二号の二)、国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)(様式第十一号の二)、届出書(様式第二十二号の三)等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあつては経由が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

2. 変更届出書等の取扱いについて

- (1) 変更届出書(様式第二十二号の二)について
① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が②「入力事項」の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄に記載させること。
② ③の「郵便番号」「電話番号」の欄は、いずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。
- ③ 法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつた場合に本届出書を記載

させる。

- (2) 事業報告書について
会社法(平成17年法律第86号)第438条の規定に基づき取締役が定期株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度終過後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。
事業報告書が、定期株主総会に株主を招集するための通知書等として、当該冊子を届け出ることで足りるものとする。

- (3) 法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表(様式第一号別紙一)に記載しなければならない総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があつた場合には、変更を覚知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

〔4〕准第11条第3項の規定により届出する際の領收証等の加入状況(様式第二十二号の三)につ

いては、届出時点の状況を記載することとする。

- (5-4) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書類について
は、別紙8により届出等を行わせるものとする。
- (5-5) 届出書(様式第二十二号の三)について
本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。

経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けていた建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には廃業届(様式第二十二号の四)と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が7年以上になつた者がいるため複数いる経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためそこで専任技術者が不要になった場合等が考えられる。
なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号)を用いて届け出ることになる。

【第12条関係】

1. 廃業届(様式第二十二号の四)の取扱いについて
(1) 法第12条の規定による届出は、本様式をもつて行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書(新規・変更)(様式第八号(1))による専任技術者の変更又は届出書(様式第二十二号の三)による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させる。
(2) 「行政手続記入欄」は、以下の要領で記入する。
⑤ ⑧「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 廃業」……………法第12条各号のいづれか一に該当することにより、建設業者自らが建設業登録で譲け負つたものに限り経験期間に算入する。

「2. 取消」……………許可行政庁が許可を取り消した場合

「3. 犯行」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合

⑤ 〔決算年月日〕の欄は、廃業について決算をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について

廃業届に基づき許可の取消しをした場合には、届出者に対し、別紙9により通知する。なお、当該通知は面接届出者あてに送付若しくは手交することとし、届出者が当該通知を確實に受け取った旨の証明書を残すものとする。

【第15条関係】

1. 専任技術者について（法第15条第2号）

(1) 営業所における技術者に必要とされる実務の経験は、発注者から直接譲け負つた建設工事に係るものに限られており、したがつて発注者の側における経験、元請負人から譲け負つた建設工事に係る実務の経験は含まれない。

(2) 指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接譲け負い、その請負代金の額が、昭和59年10月1日前に請負代金の額が、500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に關する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。

(3) 法第7条第2号イからハまでのいづれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号口に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいづれかに該当するとして算定すると同時に法第5条第2号口に該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。~~また、~~経験期間が重複しているものにはあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事許可で譲け負つた解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以後、とび・土工工事及び解体工事双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。なおまた、電気工事及消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接受託できない工事に直接受託した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

「4. 行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で譲け負つたものに限り経験期間に算入する。

2. 財遊的基礎について（法第15条第3号）

- (1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。
- ① 外損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
 - ② 流動比率が75%以上であること。
 - ③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。
 - (2) 「外損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその他の資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額をいう。
 - (3) 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。
 - (4) 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、特定会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。
 - (5) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主貸勘定の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されていること。
 - (6) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに增资を行うことによって基準を満たすこととなつた場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。

【第29条の2及び第29条の5関係】

許可の取消し処分の公告について

法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合には、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。

「5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月60日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月60日以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な天災その他の天災津波をしなかつたことにつれて理由があるときは、この限りでない。

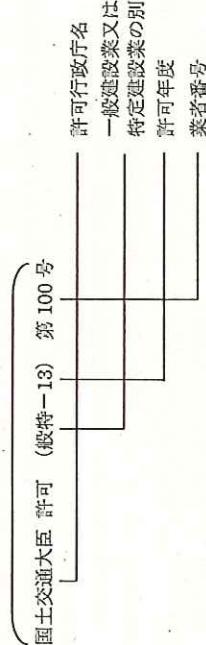
また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことをを知つた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があ

つたことを知った日）から6ヶ月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

【その他】

1. 許可番号について

- (1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合には、下記の具体例のとおり、許可行政令、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもつて付与する。
- なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって、第100号を付与した場合は、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。



- (2) 許可番号は、地方整備局等単位ではなく全国を通して、許可をした順に付与することとする。
- (3) 既に受けていたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するために、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）の許可番号は次番とし、補充は行わないものとする。

2. 法等における「請負代金の額」等の内容について
- 消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることにはかんがみ、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

3. 国土交通大臣の許可に係る許可要件等の確認について
- 許可等をするに当たっては、申請又は届出に係る経営業務の管理責任者（法第7条第1号及び第15条第1号）及び営業所ごとに置かれる専任の技術者（法第7条第2号及び第15条第2号）が、

法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次の（1）から（3）に掲げる方法により、その確認を行うこととする。

また、必要な応じ、法第31条第1項の規定に基づき営業所の立入検査を実施することとする。

（1）経営業務の管理責任者に係る許可要件の確認

経営業務の管理責任者の常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、経営年数の確認（【第7条関係】1. (6) の場合を除く。）については商業登記簿原本その他の建設業の経営業務に関する経験を確認することができる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

（2）営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人に係る許可要件の確認

営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人による常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者により行うものとする。

（3）営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

① 営業所の地図及び営業所の写真
「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。

② 営業所を使用する施原を確認するための資料
営業所を使用する施原を確認するための資料は、不動産登記簿原本又は不動産賃貸契約書等の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

（1）合併に伴う諸届出

- ① 新設合併により消滅する会社
法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたは合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり扱うものとする。

- （a）合併期日において、合併契約により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに難たさなくなる場合

- 法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。
- ただし、法第12条第5号に該当するものとして同項の規定による届出をした場合はこの限りでない。
- (b) (a)以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合
- 消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第11条第5項又は第12条第5号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。
- (c) (a)及び(b)以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）
- 法第12条第2号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。
- ② 吸収合併における消滅会社
- 法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前においても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。
- (2) 建設業の許可申請の取扱い
- ① 許可手続を行う時期
- 消滅会社が合併以前に受けたいた建設業の許可については、当該合併により新会社（吸収合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。）、新設合併においては新設会社をいう。以下4.において同じ。）に当然継承されるものではなく、（a）吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けたいた業種について、（b）新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。
- また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。
- これらの合併に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (a) 吸収合併の場合
- 合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があつたときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前にても存続会社に許可をすることができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。
- なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可を受けている許可の一本化ができるところに留意する。
- (b) 新設合併の場合
- 新設合併の場合においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

- 審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。
- ③ その他の留意事項
- 消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(3) 間連する手続相互の整合性の確保

- (1) 及び(2)に掲げる手続について、建設業者間の相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の廃業届等が提出された前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、關係延設業者が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これららの関係延設業者を指導する。
- (4) 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い
- 消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係延設業者を指導する。
- なお、建設業の許可に際しては、消滅会社に係る許可が取り消された場合において、新会社は合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2)①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

- (1) 建設業の許可申請の取扱い
- 建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の譲渡の円滑化を図るために留意するものとする。
- ① 許可申請の速やかな処理
- 建設業の譲渡に係り譲受人から建設業の許可の申請があつたときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。
- なお、建設業の譲渡に係り譲渡人の建設業の許可の取消し前ににおいてもできるものであることを留意する。
- ② 事前打合わせの実施

①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合せを行いうる建設業者を指導する。

③ その他の留意事項
建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多數ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 譲受人が施工中の建設工事の取扱い

① 注文者との事前協議

譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と譲受人の譲貸契約の中では処理されることとなる（公共工事については公共工事標準譲貸契約第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、譲受前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

② 法第29条の3第1項の適用に当たっての注意事項
建設業の譲渡人の建設業の許可を取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可業種に係る譲渡人の譲貸契約上の價格債務が包括的に譲受人に引き継がれる場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

6. 建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

分離会社（会社分割（以下「分離」）をする会社をいう。以下同じ。）が分離以前に受けたいた建設業の許可については、その分離により当然継承されるものではなく、（a）が許可を受けておらず分離会社のみが許可を受けたいた業種について、（b）新設分離ににおいては、新設会社（新設分離によって設立される会社をいう。以下6.において同じ。）は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分離の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けていた業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの分離に係る建設業の許可申請について、当該申請に係る建設業の新会社（分離後の分離会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6.において同じ。）への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収分離の場合

分離をなすべき時期（以下「分離期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があつたときは、分離会社に係

る同種の許可の取消し前ににおいても承継会社に許可をすることができるのであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができるることに留意する。

③ 新設分割の場合
新設分割の場合は、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されることは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打ち合わせを行うよう、建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは分割に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 分割会社による施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分離工事で分離する趣旨ではない。

分割会社が施工中の建設工事で分離期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分離会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分離前から注文者と分離会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分離前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に限っては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前ににおいても許可を取り消された者の法第22条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、（1）①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

別表1

建設工事の種類	建設工事の例示
土木・式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック掘付け工事
ロ	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打づくり工事
ハ	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
ニ	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
ホ	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリングダラワット工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切脚穿孔工事、アンカーワーク、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
金属工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、窯炉工事、ストレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

建設工事の種類	建設工事の例示
塗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
板金工事	しゅんせつ工事
ガラス工事	板金加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	ガラス加工取付け工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、タム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、クレンジング付樹脂工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気機械設置工事、放送機械設置工事、空中綫設置工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電話障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、復測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、戸築造工事、さく乳工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、掘水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッターアクセスドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、污水处理工事、配水施設工事、下水処理設備工事

別表2

代理人の記名押印を可とする 許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、委更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び設置届（様式第二十二号の四）の届出者の欄、 <u>健康保険等の加入状況</u> （様式第二十二号の三）の申請者又は届出者の欄
代理人の記名押印を不可とする 許可申請書類	建設業許可申請書（様式第六号）の申請者の欄、営業業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十 三号）の氏名の欄

建設工事の種類	建設工事の例示
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水槽塗装工事、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消防設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難梯又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、屎尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

別紙1

文書番号 平成 年 月 日	印
殿	局長
	記
一般建設業の許可について（通知） 特定	
<p>平成 年 月 日付けで申請のあつた一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。</p> <p>なお、 知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもつてその効力を失つたので、念のため申し添える。</p>	
許可番号 許可の有効期間 建設業の種類	国土交通大臣許可（一）第 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	記

注) 許可の更新申請を行う場合の審査提出期限：平成 年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

別紙2

文書番号 平成 年 月 日	印
殿	局長
	記
一般建設業の許可について（通知） 特定	
<p>平成 年 月 日付けで申請のあつた一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。</p> <p>なお、 知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもつてその効力を失つたので、念のため申し添える。</p>	
許可番号 許可の有効期間 建設業の種類	国土交通大臣許可（一）第 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	記
注) 許可の更新申請を行う場合の審査提出期限：平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)	

文 番 年 月 日	平成 年 月 日
局長 印	住 所
殿	商号又は名称
	代表者氏名
特定建設業の許可について（通知）	
平成 年 月 日付けで申請のあった特定期限業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記の通り許可したので、通知する。	
なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可是、法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失つたので、念のため申し添える。	
一般建設業の許可申請の取下げ願 特定建設業の許可申請の取下げ願	
平成 年 月 日	平成 年 月 日
理由により許可の取下げを致します。	
記	記
許 可 番 号	國土交通大臣許可（特一）第
許可の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
建設業の種類	

文 番 年 月 日	印
局長 印	記
殿	記
特定建設業の許可について（通知）	
平成 年 月 日付けで申請のあった特定期限業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記の通り許可したので、通知する。	
なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可是、法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失つたので、念のため申し添える。	
一般建設業の許可申請の取下げ願 特定建設業の許可申請の取下げ願	
平成 年 月 日	平成 年 月 日
理由により許可の取下げを致します。	
記	記
許 可 番 号	國土交通大臣許可（特一）第
許可の有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
建設業の種類	

(注) 許可の更新申請を行う場合は審査提出期限：平成 年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

経営業務の管理責任者に準ずる地位にあるに関する調書
経営業務を専任した経験の認定に関する調書

1 認定を受ける者の氏名	生年月日	M・T・S	年 月 日
2 経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称			
3 この会社の許可申請の 1.新規 2.許可換え 3.簡・特新規 4.業種追加 5.從營業務の管理責任者の変更区分等及び許可年月日現在受けている許可 國土交通大臣・()免事許可(級・特一)第 号			
4 を受けようとする建設業の責任者となつて許可 土・造・大・左・と・石・盤・電・管・ダ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・施・通・國・井・具・水・消・清・解			
5 認定しようとする経験 (その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合には、法人ごと記載する。			
(1) 認定しようとする経験を取扱法人の名称			
(2) (1)の法人の受けている建設業の許可			
① 國土交通大臣・()知事許可(級・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・盤・電・管・ダ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・施・通・國・井・具・水・消・清・解			
② 國土交通大臣・()知事許可(級・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・盤・電・管・ダ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・施・通・國・井・具・水・消・清・解			
③ 國土交通大臣・()知事許可(級・特一)第 号 許可年月日 年 月 日 土・建・大・左・と・石・盤・電・管・ダ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・施・通・國・井・具・水・消・清・解			
(3) 就する地位に認定する役職名 通常年数(①+②+③)	年	月	
① (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)			
② (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)			
③ (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)			
(4) (3)の役職の主な職務内容			
(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)			
① 組織図 () その他 ()			
② 業務分掌規則 () 施設役員会の職事録 () その他 ()			
③ 定款 () 執行役員規程 () 執行役員職務分掌規程 () 取締役会規則 () その他 ()			
④ 人事命令書 () その他 ()			

文 書 番 号	平成 年 月 日
殿	印
局長	
一般 建設業の許可の拒否について (通知)	
特定 一日付で申請のあつた 特定 建設業については、下記の理由により許可できないので、通知する。	
平成 年 月 日起算して3月以内に、國土交通大臣に対して審査請求をすることができる(この処分があつた日の翌日から起算して3月以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができる。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正當な理由があるときは、この限りでない。	
また、行政事件訴訟法(昭和37法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知った日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日)から6月以内に國を被告として(訴訟において國を代表する者は法務大臣となる。)、取消訴訟を提起することができる(この処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であつても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正當な理由があるときは、この限りでない。	
記	
理由	
建設業法第 条第 項第 号 不適合	該 当
7 認定の可否 認定・否認定 決裁日 平成 年 月 日 担当者	

※ 経営業務を専任した経験の場合
(注) 1. 認定の基礎とした資料の()内に「レ」を記入する。
2. その他は、具体的な資料名等を記入する。

6 備 考

別紙7
平成 年 月 日

(地方整備局建設部建設産業課長等) 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名 印

登録免許税の還付願

平成 年 月 日 付けで 特定建設業の許可申請をしましたが、却下されたので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。

記

- | | | |
|---|-----|----------|
| 1 | 納付額 | 平成 年 月 日 |
| 2 | 却下 | 平成 年 月 日 |

3 最寄郵便局の名称及び所在地

変更届出書		平成 年 月 日		平成 年 月 日	
許可番号 國土交通大臣許可(級・特一)		第		印	
所	届出者	年	月	年	月
印	局長	事業年度	第	期	平成
	殿	日まで)	が終了したので、別添のとおり、下記の旨類を提出します。	年	月
				記	
				(1) 工事経費書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等 変動計算書及び生配表 (5) 事業報告書 (6) 附帯明細表 (7) 法人登記料清簿明細書 (8) 所得既納付済額證明書 (9) 使用人數 (10) 表 (11) 国家登録者等・監理登録者一覧表 (12) 定款 (13) <u>建設保険契約の加入状況</u>	
				(1) から (13) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。	

文 書 番 号
平成 年 月 日

印

署長

殿

一般
特定
処設業の許可の取消しについて（通知）

一般
の下記に掲げる特定処設業の許可については、建設業法第29条
第 一 項 第 二 号の規定により、平成 年 月 日付けで取り消したので、
通知する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日）から6月以内に國を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

記
許可番号 國土交通大臣許可（一）第
許可年月日 平成 年 月 日
建設業の種類

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

【平成28年6月1日時点版（落込み）】

- (3) 左官工事
- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
 - ② ラス張り工事及び遮水壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりまとめたので、今後この事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

〔別添〕

建設業許可事務ガイドライン

【第2条関係】

1. 第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事との組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

- (1) 土木一式工事
- ① 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレスコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
 - ② 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を製造、設置する工事が「水道施設工事」である。
- なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
- (2) 建築一式工事
- ① 「建築一式工事」とは、建築物の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
 - ② 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
 - ③ 「とび・土工・コンクリート工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又はモルタル吹付け工事に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。
 - ④ 「法面保護工事」とは、法岸の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
 - ⑤ 「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付けする工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。
 - ⑥ 「法面保護工事」とは、法岸の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
 - ⑦ 「道路付属物設置工事」における「道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
 - ⑧ 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の

工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
⑤ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく、『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方方は以下のとおりである。根固めブロック、滑波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外接として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。

(6) 屋根工事

① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく「屋根工事」に該当する。

② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

① 「冷暖房設備工事」、「冷暖房施設工事」、「空気調和設備工事」、「管工事」、『水道施設工事』には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿

を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具にに関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び『水道施設工事』間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

⑥ 農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく、それを一式工事』に該当する。

⑦ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それが公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

① 「スレート工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオーダーフレーブ製生をした堅量気泡コンクリートパネルも含まれる。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方方は以下のとおりである。根固めブロック、滑波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロック、滑波ブロックの据付けを行なう工事、ブレキヤストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擧石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロック積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。コンクリートブロック（張り）工事により建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における

「鋼管工事」との区分の考え方には、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「钢管組立工事」である。

- ② ピルの外壁に固定された遮断階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。

(12) 鋼装工事

- ① 鋼装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『鋼装工事』ではなく「とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や屋根ふき工事等のステンレス板張付け工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

- ① 「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく「とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てる工事をいう。

てて据付ける工事をいう。

- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たみ工事」とは、探す・削付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と直換するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(18) 電気通信工事

- ② 「通機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『消掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(19) 造園工事

- ① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 既に設置された電気通信設備の改修、修理又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と直換するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場内の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』である。
- ② 農業用渠道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- (21) 消防施設工事
- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の軸体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについても原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (22) 清掃施設工事
- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わずに浄化槽（合併処理槽）を含む。によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置する施設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (23) 解体工事
- それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のとともに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【第3条関係】

1. 許可の区分について

(1) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた業種について堅微な建設工事のみを行う営業所に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可是、一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一の建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはありません。ただし、一の建設業者につき二以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることは差し支えない。

2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本店の営業所に該当する。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約書の名義人が当該事務所を代表する契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所といい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

なお、1. (1) のとおり、許可を受けた業種については堅微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできない。

3. 建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)第1条の2第1項の「木造住宅」について

(1) 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。

(2) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

4. 令第2条の「下請代金の額」について
発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円(建築一式工事にあっては6,000万円)以上の工事を下請施工せようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について
　　同一業者が既に許可を受けた後、更に他の建設業について追加して許可の申請をしてきた場合（般・特新規（【第5条及び第6条関係】2(1)②参照）の場合は、（1）及び（2）の取扱いは当該許可として、各々許可年月日及び許可の有効期間が異なるものとして取り扱う。）
　　（1）同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、以下とおり取り扱う。
　　（2）同一業者が既に許可を受けているものについては、同一の許可の更新を申請する際に、できるだけ有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。
　　（3）同一の業者が既に許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可の申請をする場合には、有効期間の残っている従来の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請することができるものとし、追加の許可と許可の更新（別個に二以上の許可を受けている場合はそのすべて）とをあわせて一件として許可ができるものとする。
　　ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる従来の建設業の許可の有効期間は、原則として6カ月以上残っていることを必要とする。

6. 許可の有効期間の取扱いについて

- （1）許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の前日をもつて満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもつて満了する。
（2）建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行ったものとして取り扱う。

7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行について

（1）建設業者から、

- ① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があつた場合
② 特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があつた場合

であつて、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。

- （2）（1）の申請があつた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、（1）①の場合にあっては一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、（1）②の場合にあっては

は特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可是、なおその效力を有するものとして取り扱う。
（3）なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合には、（1）及び（2）の取扱いは当然受けないものである。

8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
　　許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であつても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、従前の許可はなま効力を有するものとされる。
　　また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失つた後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

9. 許可の通知について

- （1）建設業の許可をした場合には、申請者に対し当然に通知する必要があるので、別紙1により通知するものとする。
　　なお、当該通知は直接申請者あてに送付若しくは手交することとし、申請者が当該通知を確實に受け取った旨の記録を残すものとする。
（2）知事許可から大臣許可への許可換えをした場合の許可の通知は、別紙2により通知するものとする。

（3）一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行した場合の許可の通知は、別紙3により通知するものとする。

【第3条の2関係】

許可に付する条件について
　　許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び着注者の保護を図ることを目的として、許可の効果に制限を加えるものである。したがって、付することができますの条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体的な事例に即して判断する。

また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があつたとしても、法第29条第1項第6号に該当する場合を除き、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するための指示をし、又は営業停止を命ぜることとする。

なお、一般建設業者に関する法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に関する法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなければ法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなつた場合に付する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要な他の從たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の從たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の譲り受けの慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて

（1）許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ願書（別紙4）を提出せらるものとし、提出があつた場合には、許可申請書類を直接申請者あてに返却する。

なお、当該返却は直接申請者あてに送付し若しくは手交することとし、申請者が当該返却を被災に受け取った旨の記録を残すものとする。

（2）許可申請を却下する場合には、許可の拒否通知書（別紙5）を、申請者あてに送付する。
なお、当該通知書は直接申請者あてに送付または手交することとし、申請者が当該通知書を確實に受け取った旨の記録を残すものとする。

（3）許可申請書類以外の書類については、許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なものののみの提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求める。ただし、【その他】3. で定めるものについてはこの限りではない。

2. 許可申請書類の審査要領について

（1）建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可是、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時にを行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

○ ① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時ににおいて既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

○ ② 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。
「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

「許可換え新規」……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許

可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」……一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又はは特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請する場合は、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として一般建設業の許可を申請する。ただし、特定建設業の許可のみを受けている建設業の全部について一般建設業の許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該特定建設業を廃止させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする者が、許可を受けている建設業全部には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請することができないので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で統けて申請する場合
許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合

○ ③ 「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。
なお、ここでいう受理とは、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「登由厅」という。）においてなされたものをいう。

④ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書の（様式第一号）別紙二-(1)「営業所一覧表（新規許可等）又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」の「主たる営業所」をいう。

また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、これ他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。

⑤ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わ

つてその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用者を置いている場合に記載させる。

- ⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。

- ⑥ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙一「従員等の一覧表」の「従員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する従員等（以下「従員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは特会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の従員には含まれない。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他のいかなる名跡を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに都する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合はその者についても記載させる。

- ⑦ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧（更新）」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

- ⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

- ⑨ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

（2）工事経歴書（様式第二号）について

- ① この表は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管埋設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、並路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなしえる場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。

- ② 本表の作成にあたり、解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものはとび・土工・コンクリート工事に計上し、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事の許可を受けようとする又は受けている場合は解体工事に計上し、それ以外はその

他工事として取り扱う。ただし、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行なう場合は、平成28年5月31日までに請け負ったものも含め、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて作成しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合、建設工事の種類欄は「その他（解体工事）」と記載するものとする。

- ③ 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行なう者であるか否かにより異なる。

（a）経営規模等評価の申請を行う者の場合

- イ 元請工事（免注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事を記載させる。ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円これまで記載される。

- また、軽微な建設工事（令算1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させる必要はない。
- ロ イに該当する元請工事の記載に統けて、總完成工事箇の7割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を記載させる。

- ただし、当該金額が1,000億円を超える場合は1,000億円これまで記載される。

- 完成工事の記載については、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載されることとなる。
- ④ 経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあつては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載するよう指導するものとする。
- ⑤ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されるこのないように十分に留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載すること等が考えられる。

（3）直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について

- ① 許可に係る建設工事の施工金額の欄には、許可を受けようとする建設工事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の施工金額をすべて記載させる。

- ② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載させる。
- ③ 解体工事については（2）②に準じた取扱いとし、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う場合は、過年度に譲け負った工事も含めとび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて記載しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上するものとする。
- （4）使用者（様式第四号）について
- ① 「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。
- ② 同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として從事する職務の区分に含めて記載させる。
- （5）経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）について
- ① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業についても同一人がなり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の人を経営業務の管理責任者として証明することのないよう指導する。
- ② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成される。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合には、（1）「工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経営年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
- ③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同上役職にあつた者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。
- ④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、①⑦（申請又は届出の区分）は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。なお、経営業務の管理責任者の変更有がある場合には、様式第二十二号の2による届出も必要であるので留意すること。
- ⑤ 経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）は、證営業所の順序で当該営業所に置かれた専任技術者について記載させる。
- （6）専任技術者証明書（様式第八号）について
- ① 建設業許可申請時（更新を除く。）、専任技術者の変更がある場合には新規・変更用（様式第八号）を使用させて変更等の手続を行うこととする。なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の2による届出も必要であるので留意すること。
- ② 新規・変更用（様式第八号）（新規許可等を申請するために使用する場合）⑥①「区分」の欄に「1」を記入する場合）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれた専任技術者について記載させる。
- ③ 同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することはのないよう指導する。
- ④ ⑥④の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者になり得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となっている建設業が一般建設業の場合には、「1」、「4」又は「7」を記入せざる者が新たに他の建設業の専任技術者となる場合には、既に専任技術者として証明されている建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。
- ⑤ ⑥④の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている建設工事を含め今後担当する建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。
- ⑥ ⑥④の「建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。
- ⑦ ⑥⑤の「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が他に資格を有している場合であっても、同人が専任の技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑧ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「屋根工事業」の下欄四、「しゅんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「熱絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三、「解体工事業」の下欄五、六、七に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）及び建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げられる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1424号。⑨において「主任技術者要件告示」という。）第二号又は第三号に該当する者として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号による「主任技術者証明

書」の資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」を記載させる。

- ⑨ 主任技術者要件告示第一号の表中「解体工事業」の下欄三から八、建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和63建設省告示第1317号）の表中「解体工事業」の下欄三、四及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号ノハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成28年国土交通省告示第747号）に該当する者として専任技術者の認明をする場合には、規則別表（二）の分類に従い、法第7条第2号の区分に該当するコード（法第7条第2号ハに該当する者については、その有する資格等の区分に該当するコードのうち附則第4条該当に係るもの）を用いることとする。
- ⑩ 許可を受けた建設業が解体工事業である場合において、上記のいずれかに該当する者又は建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第4条に該当する者から、法第7条2号若しくは第15条第2号又は平成27年改正省令附則第1条若しくは第3条に該当する者へ専任技術者を変更する場合にも変更の手続を行う必要があることに留意する。

（7）実務経験証明書（様式第九号）について

- ① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画街路〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的な工事件名をあけて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるよう記載させる。
- ② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要である。この場合、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重にして計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載せらるものとする。
- ③ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。
- ④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接從事できないこととされているので、審査に当たつて十分注意する。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後は、令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事であつても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たつては十分に注意する。
- ⑤ 指導監督的実務経験証明書（様式第十号）について
- ⑥ 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関して、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である。（なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,

- 500万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に關する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。）したがつて、発注者から直接請け負った建設工事に關する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請人としての経験は含まない。
- ⑦ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。
- ⑧ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの（昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの）について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負代金の額とする。
- ⑨ その他専任技術者の証明書類（規則第3条第2項及び第13条第2項）について
- ⑩ 規則第3条第2項第3号に規定する「法第7条第2号への規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第13条第2項第1号に規定する「法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したこととを証明する書類としては、原則として、同條第3項に規定する合格証明書により確認することとするが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間にについては、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行主での暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたつて十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。
- ⑪ 規則第3条第2項第4号又は規則第13条第2項第4号（監理技術者資格者証の写し）により、法7条第2号又は法15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（7）の実務経験証明書、（8）の指導監督的実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであつても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。
- （10）建設業法施行令第3条に規定する使用者の一覧表（様式第十一号）について
「建設業法施行令第3条に規定する使用者」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たつて、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結され

る請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該營業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。

なお、この表は、これらの者のうち役員を兼ねている者についても記載させるものとする。

(11) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について

① 本表には、法第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者及び同号への規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者について記載する必要があるが、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者にあっては、これらの者に加え、法第15条第2号ロに該当する者及び同号への規定により同号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者についても記載することを要する。

② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハへの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者と認定された者とを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督的実務経験証明書（様式第十号）（卒業証明書等及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハへの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受ける技術者の証明書を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合には、「既提出の一覧表における建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」に係る書のうち「今後相当地できる建設工事の種類（建設業法第7条第2号ハに該当する者であるため、同様式記載要領1に従い、「国家資格者等・監理技術者（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）」の記載対象となるものである。）」の写しをもって代えることができるものとする。

③ 規則第7条の3第2号の表中、実務経験要件緩和対象者については、二業種についてそれぞれ実務経験10年を有している者など本来記載対象外である法第7条第2号ロ該当の者の一部が当然に含まれるが、法第7条第2号ハに該当する者であるため、同様式記載要領1に従い、「国家資格者等・監理技術者（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）」の記載対象となるものである。

また、この場合、有資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い、「99」が記載されることがある。

なお、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者については、法第7条第2号ロに該当し、かつ、法第15条第2号ロにも該当する場合、有資格区分コードを「99」から「02」に変更することが認められる。

④ ④ [7] ④の「今後相当地できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」及び「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄には、技術者が法第7条第2号ハ又は第15

項第2号イに該当する建設業については「7」又は「9」を記入する必要はない。

⑤ ⑤ [7] ⑤の「有資格区分」の欄は、申請する又は既に受けている許可の如何にかかわらず、法第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者、同号ロに該当する者、同号ハへの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者の資格について記載させる。

(12) 許可申請者（法人の役員等　本人　法定代理人　法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成するものと

するが、経営業務の管理責任者については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」

の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申告」として取り扱うこととする。

(13) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）について

この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用者の一覧表」に記載された者全員について作成するものとするが、後員等を兼ねている者については、本調書の作成は要しない。な

お、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事實が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申告」として取り扱うこととする。

(14) 登記事項証明書等（規則第4条第1項第5号及び第6号）について

① 登記事項証明書等の内容について

(a) 規則第4条第1項第5号に規定する「登記事項証明書」の交付については、法務局及び

地方法務局において受けられるものであること。

(b) 規則第4条第1項第6号に規定する「市町村の長の証明書」の交付については、当該証

明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において受けられるものであること。

(c) 上記(a)及び(b)の証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申

請又は届出日前3月以内に発行されたものとする。

② 登記事項証明書等の添付について

登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合

新たなる者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行い、誓約書（様式第六号）には登記事項証明書等を添付する。

(b) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者に変更があつた場合

役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称にして既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称にして既に登録された場合に、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

(c) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合に、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行ふ。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

行う。当該者に係る登記番号（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

（15）附属明細表（様式第十七号の三）について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができるものとする。

（16）営業の沿革（様式第二十号）について

法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させるものとし、建設業者が行政処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記載せらるものとする。

（17）健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について
「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険料・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

3. 提出書類の省略について

更新、般・特新規又は兼種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することができることとする。

（1）許可の更新を申請する者は、専任技術者による書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出を要しない。

また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人人数を記載した書面（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調査（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてもその提出を省略することができる。

（2）般・特新規又は兼種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調査（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。

ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、一般的な建設業の許可のものと同一の書類を提出することができる。

は、法第15条第2号口に該当する者及び同号への規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本表の添付を省略することはできない。

（3）許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。

（16）営業の沿革（様式第二十号）について

【第7条関係】
1. 経営業務の管理責任者について（第1号）

（1）「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいい、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に准ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
・ 組織図その他これに準ずる書類
・ 菜務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
・ 菜務分掌規程その他のこれに準ずる書類

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従つて、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
・ 組織図その他のこれに準ずる書類
・ 菜務執行を行つたための書類
・ 組織図その他のこれに準ずる書類

（2）「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に從事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取扱士等の法令で専任の宅地建物取扱士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

（3）「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をな

す権限を有する使用者をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

(4) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、營業所長等營業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

(5) 本号は、許可を受けようとする建設業について、本号のイ又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても本号の要件を満たしている者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に準ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ 「経営業務の執行について、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行方針に従つて、代役取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業における経営業務の執行役員等としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に該当するものとの管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ハ 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調査に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他のこれに準ずる書類

・ 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号および別紙6による認定調査に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

23

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行権の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従つて、特定の事業部門に關して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

・ 代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

・ 執行役員規程、執行役員規程、取締役会規則、取締役会規則、取締役会規則、取締役会規則その他のこれに準ずる書類

・ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

・ 取締役会の議事録、人事登合書その他これに準ずる書類

(b) 執行役員等としての経営管理経験の期間について（告示第1号ロ）

イ 「経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、許可を受けようとする建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

ロ 許可を受けようとする建設業に關する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設工事に該当する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経験の期間が通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ハ 法人、個人又はその両方ににおいて7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。

ニ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6による認定調査に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他のこれに準ずる書類

・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

・ 人事登合書その他これに準ずる書類

・ 許可を受けようとする建設業以外の建設業に該当する建設業に関する経験について（告示第2号）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に該当する7年以上の経験の管理責任者としての経験についての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであつてもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に該当して通算7年以上の経験の管理責任者としての経験を有する場合も本号に該当する。

24

2. 専任技術者について（第2号）

(1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任をする事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(2) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事のみの経験ではないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31までにとび・土工工事業許可で請け負つた解体工事に係る実務の経験の期間としては、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できるまた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負つたものに限り経験期間に算入する。

(3) 本号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ、ロ又はへの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって本号の要件を満たしていると見て取り扱うことができる。

なお、経営業務の管理責任者に該当する者と専任の技術者とを重複して終めることは、労務場所が同一の営業所である限り差し支えない。

(1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、威逼、機械等法律による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(2) 申請者が法人である場合には、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合にはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和7年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、(1)に該当する行為をした事實が確知された場合又は(2)のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

4. 財産的基準又は金銭的信用について（第4号）

(1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあっては500万円に満たない工事に係るものと定めなければならない。

なお、これらの中は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(2) 次の①、②又は③に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。

- ① 自己資本の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

(注) 担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は、具体的には、取引金融機関の融資證明書、預金残高証明書等により行う。

③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

- (注) 自己資本、法人においては貸借対照表における純資産合計の額を、個人においては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額をいう。

(4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業においては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業においては創業時ににおける財務諸表により、それぞれ行う。

(5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行った際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合したこととなつても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。（法

第15条第3号の基準について同じ。)

【第8条関係】

- 法第8条本文括弧書きの趣旨許可の申請が、更新に係るものである場合には、法第8条第2号及び第12号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用者のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用者であつた場合には、それをもつて直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。
- 法第8条第11号及び第12号括弧書きの趣旨法第8条第11号及び第12号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用者のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用者であつた場合には、それをもつて直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

2. 法第8条第11号及び第12号括弧書きの趣旨

法第8条第11号及び第12号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用者のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用者であつた場合には、それをもつて直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

3. 役員等の欠格要件の該当性の判断について
法第8条第1号別紙一に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、「株主」及び「その他の有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者には、従来の「役員」と同様に扱うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者と同様に扱う。

【第9条関係】

- 許可換え新規について
 - 許可を受けた建設業者が、法第9条第1項各号の一に該当したときは、許可行政庁を異にすることとなるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。
 - 許可換え新規の申請の許可の通知書の写しを添付させる。
 - 許可換え新規の取扱いについて
 - 許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可の申請の場合における取扱いと同じに行う。
 - 許可換え新規の申請をしようとする者には、当該申請書の正本に申請時ににおいて既に受けている建設業の許可の通知書の写しを添付させる。
 - 許可換え新規の際の添付書類の移管について
 - 許可換え新規の申請の添付書類とあわせて公衆の閲覧に供する。
 - 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
 - 許可換え新規の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であつても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。
 - また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。
 - 登録免許税の取り扱いについて
 - 一般建設業の許可又は特定建設業の許可のいずれか一方を国土交通大臣から受けている者が、新たに他の区分に係る国土交通大臣の許可を受けようとする場合には、その者は法第10条第2号の「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」に該当しないものとして取り扱う。
 - 登録免許税の納入及び還付について
 - 登録免許税の納入について
 - 国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び仲銀組合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の取扱を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。
 - 登録免許税の還付について
 - 許可申請を取り下げる場合又は許可申請が却下された場合において、当該申請に伴って納入した登録免許税の還付を受けたい者については、次により取り扱う。
 - 許可申請を取り下げる場合には、許可用申請の取下げ願書（別紙4）に登録免許税の還付願書（別紙7）を添え、直接地方整備局建設部建設産業課長（東北・北陸・中国・四国地方整備局長）を経て提出する。

備局にあっては建設部計画・建設産業課長、関東及び近畿地方整備局にあっては開発建設部長（以下「建設産業課長」という。））あてに提出させる。
② 許可申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付願書に当該申請に伴つて納入した登録免許税の領收証書を添え、直接建設産業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について
国土交通大臣の許可を受けるものであっても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き続き建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き続き建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

4. 許可手数料について
許可の更新の申請及び料金追加の申請を行った者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもっても返還しないものとする。

- 【第11条関係】
1. 変更届出書等の効力について
変更届出書（様式第二十二号の二）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第一十一号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあっては経由が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

2. 変更届出書等の取扱いについて
(1) 変更届出書（様式第二十二号の二）について
① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が②「入力事項」の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。
② □③の「郵便番号」「電話番号」の欄はいずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。
③ 法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつた場合に本届出書を記載させる。
(2) 事業報告書について
会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度満了後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。
事業報告書が、定期株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合には、当該冊子を届け出ることで足り

るものとする。

- (3) 法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があつた場合には、変更を覚知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。
- (4) 法第11条第3項の規定により届出する際の健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）については、届出時点の状況を記載することとする。

- (5) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙8により届出等を行わせるものとする。

- (6) 届出書（様式第二十二号の三）について
本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。

経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には営業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経営年数が7年以上になった者がいるため複数いる経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためにそこで専任技術者が不要になった場合等が考えられる。
なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者は又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届け出ることになる。

【第12条関係】

1. 廃業届（様式第二十二号の四）の取扱いについて
(1) 法第12条の規定による届出は、本様式をもつて行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））による専任技術者の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させること。
(2) 「行政側記入欄」は、以下の要領で記入する。
⑤ [8]「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 廃業」……………法第12条各号のいずれかに該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合
「2. 取消」……………許可行政庁が許可を取り消した場合
「3. 失効」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合
⑥ [9]「決算年月日」の欄は、廃業について決算をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について

施業届に基づき許可の取消しをした場合においては、届出者に対し、別紙9により通知する。なお、当該通知は直接届出者あてに送付若しくは手交することとし、届出者が当該通知を確實に受け取った旨の記録を残すものとする。

【第15条関係】

1. 専任技術者について（法第15条第2号）

(1) 営業所におかれるとされる技術者に必要とされる実務の経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、したがって発注者の側における経験、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。

(2) 指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。
② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに關し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要であるが、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に係る実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に關する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。

(3) 法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第2号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に係る経験の期間は、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経営期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業計可で請け負つた解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できない工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

2. 財産的基礎について（法第15条第3号）

(1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ① 欠損の額が資本金の20%を超えていないこと。
- ② 流動比率が75%以上であること。

③ 資本金の額が2,000万円以上であること。
④ 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保の引当金及び準備金を加えた額をいう。

(3) 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

(4) 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。

(5) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主貸勘定及び事業主利益の合計額及び準備金の額を控除した額をいう。

(6) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業においては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業においては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。
ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに增资を行うことによって基準を満たすこととなつた場合には、「資本金」については、「資本金」に満たしているものとして取り扱う。

【第29条の2及び第29条の5関係】

許可の取消し処分の公告について
法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合には、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。

「5 数示　この処分があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第119号）の定めるところにより、この処分があつたことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合は、これに対する裁決があつたことを知った日）から6月以内に国を被告として訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であつても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。

（1）次のすべての基準を満たす者は、この限りでない。」
① 资本の額が資本金の20%を超えていないこと。
② 流動比率が75%以上であること。

【その他】

1. 許可番号について

(1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合には、下記の具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもって付与する。
なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって、第100号を付与した場合は、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。

(1) 訸出を申請するに当たっては、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることが必要である。

- ① 営業所の確認
「営業所の地図及び営業所の写真」
「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。
また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。
- ② 営業所を使用する権原を確認するための資料
営業所を使用する権原を確認するための資料は、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。

(2) 許可番号は、地方整備局等単位ではなく全国を通して、許可をした順に付与することとする。
(3) 既に受けたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するためには、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）の許可番号は、欠番とし、補充は行わないものとする。

2. 法等における「請負代金の額」等の内容について
消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める課税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることから、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

3. 國土交通大臣の許可に係る許可要件について
許可等をするに当たっては、申請又は届出に係る営業業務の管理責任者（法第7条第1号及び第15条第1号）及び営業所ごとに置かれる専任の技術者（法第7条第2号及び第15条第2号）が、法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次の（1）から（3）に掲げる方法により、その確認を行うこととする。

また、必要に応じ、法第31条第1項の規定に基づき営業所の立入検査を実施することとする。

(1) 総営業務の管理責任者に係る許可要件の確認
総営業務の管理責任者の常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、経験年数の確認（【第7条関係】1.（6）の場合を除く。）については商業登記簿謄本その他建設業の経営業務に関する経験を確認することができる資料の提出又は提示を申請者に求めることに

より、それを行いうるものとする。

(2) 営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人に関する許可要件の確認
営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人に関する常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者により行うものとする。

(3) 営業所の確認
営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることが必要である。

により行うものとする。

- ① 営業所の地図及び営業所の写真
「営業所の地図」とは、営業所の所在地位を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。
- また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。
- ② 営業所を使用する権原を確認するための資料
営業所を使用する権原を確認するための資料は、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 合併に伴う諸届出

- ① 新設合併により消滅する会社
法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたがる合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。
したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取扱うものとする。

- (a) 合併期日ににおいて、合併契約に基づき合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合
法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

- ただし、法第12条第5号に該当するものとして同項の規定による届出をした場合はこの限りでない。
- (b) (a)以外の場合で合併期日以後業務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合
消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廢業した段階で法第11条第5項又は第12条第5号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。

い。

(c) (a) 及び (b) 以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第12条第2号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併における消滅会社

法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前においても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。

（2）建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

消滅会社が合併以前に受けた建設業の許可については、当該合併により新会社（吸収合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。）、新設合併においては新設会社をいう。以下4.において同じ。）に当然継承されるものではなく、（a）吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けたいため、

(b) 新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの合併に係る建設業の許可申請について、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るために、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収合併の場合

合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があつたときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても存続会社に許可をすることができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができるところに留意する。

(b) 新設合併の場合

新設合併においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合せを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。

③ その他の留意事項

消滅会社から新設会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

（2）譲渡の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨

はない。

（3）関連する手続相互の整合性の確保

(1) 及び (2) に掲げる手続については、建設業者間の相互に直接の関係を有するものでなく、例えば消滅会社の営業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、関係建設業者が相互に協調しつつ、許可行政と十分に打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの中間建設業者を指導する。

（4）消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で處理されることとなる（公共工事については公工事標準請負契約法第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

(a) 建設業の許可が取り消された場合には、新会社が施工中の建設工事の取扱いにおいて、新会社は合併登記前ににおいても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

（1）建設業の許可申請の取扱い

建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 許可申請の速やかな処理
建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可があつたときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の許可是、譲渡人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意する。

② 事前打ち合わせの実施
①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多數ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(平成5年法律第88号) 第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨で

- ① 注文者との事前協議
- 譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについて
は、一般的には注文者と譲受人の請負契約の中での処理されることとなる（公共工事については、
公共工事標準請負契約規第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、譲渡前から
注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。
- ② 法第29条の3第1項の適用に当たっての注意事項
- 建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可業種に係る譲渡人の請負契約上の債権債務が包括的に譲受人に引き継がれる場合には、当該建設業の許可業種に限る限り、譲受人を法第29条の3第1項に規定する一般承人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は（1）①に掲げる
許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。
6. 建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて
- （1）建設業の許可申請の取扱い
- ① 許可手續を行ふ時期
- 分離会社（会社分割（以下「分割」という。）をする会社をいう。以下同じ。）が分割以前に受けたいた建設業の許可については、その分割により当然継承されるものではなく、
(a) 吸收分割においては、承継会社（吸收分割によって建設業を承継する会社をいう。以下
同じ。）が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けたいた業種について、
(b) 新設分割においては、新設会社（新設分割によって設立される会社をいう。以下6. に
おいて同じ。）は、許可を受けようとするすべての業種について、
それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。
- また、吸收分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。
- これらの分割に係る建設業の許可申請について、当該申請に係る建設業の新会社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6. において同じ。）への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。
- （a）吸收分割の場合
- 分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があつたときは、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても承継会社に許可をすることができるものであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。
- なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。
- （b）新設分割の場合
- 新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処

理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打ち合わせを行うよう、建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは分割に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間を他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

（2）分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約（第5条参照）の中で処理されることとなる（公共工事については、公共工事標準請負契約規第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に關しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前ににおいても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、（1）①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

（1）建設業許可関係事務の取扱い

（a）新設分割においては、新設会社（新設分割によって設立される会社をいう。以下6. において同じ。）は、許可を受けようとするとするすべての業種について、

それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸收分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これら分割に係る建設業の許可申請については、当該申請に係る建設業の新会社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6. において同じ。）への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

（a）吸收分割の場合

分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可

の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があつたときは、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても承継会社に許可をすることができるものであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

（b）新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処

別表1

建設工事の種類		建設工事の例示
土木一式工事		
建築一式工事		
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	左官工事、モルタル防水工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
	くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打い工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
	ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	プラント設備工事、遮断機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排氣機器設置工事、ダム用仮設工事、逆流施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、バーレン吹付け断熱工事
	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカーワーク、あと施工アンカーワーク、潜水工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等綠化工事、緑地育成工事
壁紙工事	壁紙ふき工事	さく井工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	さく井工事、鏡測井工事、選元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨戸設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	金属製鍛具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スタート張り工事、サイディング工事	水道施設工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、簡門、水門等の門扉設置工事	備工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	

別表2

建設工事の種類	建 設 工 事 の 例 示
消防施設工事	室内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、爆電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金庫製造難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

建設工事の種類	建 設 工 事 の 例 示
消防施設工事	室内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、爆電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金庫製造難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

代理人の記名押印を可とする 許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）の申請者又は届出者の欄
代理人の記名押印を不可とする 許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）の氏名の欄

別紙1

文書番号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般建設業の許可について（通知）
特定

平成 年 月 日 付けで申請のあつた一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

注 第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 國土交通大臣許可（一）第 年 月 日まで
許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
建設業の種類

注）許可の更新申請を行う場合の審査提出期限；平成 年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

別紙2

文書番号
平成 年 月 日

殿

局長 印

一般建設業の許可について（通知）
特定

平成 年 月 日 付けで申請のあつた一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、 知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもつてその効力を失つたので、念のため申し添える。

記

許可番号 國土交通大臣許可（一）第 年 月 日まで
許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
建設業の種類

注）許可の更新申請を行う場合の審査提出期限；平成 年 月 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

文書番号	平成 年 月 日
局長	印
特定建設業の許可について（通知）	
<p>平成 年 月 日付けで申請のあつた特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記の通り許可したので、通知する。</p> <p>なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可是、法律3条第6項の規定により、この許可をもつてその効力を失つたので、念のため申し添える。</p>	
許可番号	国土交通大臣許可(特一)第 年 月 日から平成 年 月 日まで
許可の有効期間	平成 年 月 日
建設業の種類	
記	
注) 許可の更新申請を行う場合の審査提出期限; 平成 年 月 日 (この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)	

平成 年 月 日
局長 殿
住 所
代表者氏名
商号又は名称
特定建設業の許可申請の取下げ願
一般建設業の許可申請の取下げ願
平成 年 月 日付けで一般建設業の許可申請をしましたが、下記の理由により許可の取下げを致します。
記
取下げ理由

経営業務の管理責任者に準ずる地位にあるつて
経営業務を補佐した経験の認定に関する調書

1 認定を受ける者の氏名	生年月日	M・T・S	年	月	日
2 経営業務の管理責任者にならうとする法人の名称					
3 2の会社の許可申請の区分等及び許可生月日現在受けている許可	1.新規	2.許可換え	3.般・特新規	4.業種追加	5.経営業務の管理責任者の変更
国土交通大臣()知事許可(般・特一)第 号					
4 経営業務の管理責任者となつて許可	土・越・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・屈・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・滑・解				
5 認定しようとする建設業の種類					
(1) 認定しようとする経験(その) (注)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合、法人ごと記載する。					
(2) (1)の法人の受けている施設業の許可					
① 國土交通大臣、() 知事許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 士・越・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・屈・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・滑・解					
② 國土交通大臣、() 知事許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 士・越・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・屈・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・滑・解					
③ 國土交通大臣、() 知事許可(般・特一) 第 号 許可年月日 年 月 日 士・越・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・屈・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・滑・解					
(3) 年する地位に認定する役職名	通常年数(①+②+③)	(S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)	(S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)	(S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)	
①					
②					
③					
(4) (3)の役職の主な職務内容					
(5) 認定の基準とした資料(①～⑤)その他の()					
① 調査図() その他()					
② 業務分掌規程() 要請書※() その他()					
③ 定款() 執行役員規程() 所有者規則() 取締役会規則() 取締役会規則()					
④ 人事命令書() その他()					
記					
理由					
建設業法第 条第 項第 号 不適合 該当					
7 認定の可否 認定・否認定 決議日 平成 年 月 日 担当者					

※ 経営業務を補佐した経験の場合
(注) 1. 認定の基準とした資料の()内に「レ」を記入する。
2. その他は、具体的な資料名等を記入する。

6 備考

〔〕

文 書番号	平成 年 月 日
殿	局長 印
一般 建設業の許可の拒否について(通知)	
特定 建設業については、下記	
<p>平成 年 月 日付けで申請のあつた 一般 建設業については、下記の理由により許可できないので、通知する。</p> <p>なお、この処分があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、國土交通大臣に對して審査請求をすることができる(この処分があつた日の翌日から起算して3月以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知った日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日)から6月以内に國を被告として(訴訟において國を代表する者は法務大臣となる。)、取消訴訟を提起することはできる(この処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であつても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	
記	
〔〕	

平成 年 月 日

(地方整備局建設部建設産業課長等)

殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

登録免許税の還付願

平成 年 月 日 付けで 一般 建設業の許可申請をしましたが、
却下されたので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。

記

1 納付額

2 取下

3 最寄郵便局の名称及び所在地

変更届出書

平成 年 月 日

許可番号 國土交通大臣許可(般・特一)第

号

届出者

印

殿

局長

事業年度(第 年 月 日から平成 年 月)

まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 工事経歴書
- (2) 工事施工金額変動計算書及び注記表
- (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等
- (5) 専業報告書
- (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書
- (8) 所得税納付済額証明書
- (9) 使用人人数
- (10) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表
- (12) 定数
- (13) 健康保険等の加入状況

記載要領

- (1) から、(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

文書番号	平成年月日	印
局長	署名	記
一般建設業の許可の取消しについて（通知）		
貴第項第号の規定により、平成年月日付けで取り消したので、通知する。		
なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。		
また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日）から6ヶ月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があつたことを知った日から6ヶ月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。		
許可番号	国土交通大臣許可（一）第	号
許可年月日	平成年月日	記
建設業の種類		

○建設業許可事務ガイドラインについて

(平成13年4月3日国総建第97号 総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等である)

最終改正 平成28年5月17日国土基第99号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりまとめたので、今後の事務処理に当たって適切のないよう取り扱わわれたい。

【別添】

建設業許可事務ガイドライン

【第2条関係】

1. 第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について
建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもつてその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。
この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もある。
なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事として施工することが困難なものも要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について
各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

① 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造工事は「土木一式工事」に該当する。
② 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、『管工事』及び『水管工事』間の区分の考え方では、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の貯留構造工事が「土木一式工事」であり、家庭その他の施設の貯留構造内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、淨水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を新設、設置する工事が「水管工事」である。

なお、農業用大便、かんがい用排水施設等の建設工事は「土木一式工事」に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された遮離階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事といい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、滑落ブロックの据付け等土木工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の鉄筋の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理 又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを用いるのが『鋼構造物工事』における「鋼骨組立工事」と『鋼骨工事』との区分の考え方とは、鋼骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うことのみを請け負うのが『鋼構造物工事』における「鋼骨工事」であり、既に加工された鋼骨を現場で組立てるのが『鋼骨工事』における「鋼骨組立工事」における「鋼骨組立工事」である。
- ② 「とび・土工・コンクリート工事」における「鋼骨組立工事」としてこれを用いるのが『鋼構造物工事』における「鋼骨工事」であり、エクステリア工事としてこれを用いるのが『鋼骨工事』における「鋼骨組立工事」における「鋼骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造工事は「土木一式工事」に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルボント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法面の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。
- ⑧ 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の

工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。

② トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）」間の区分の考え方は以下のとおりである。建築物の内外接として擬石等をはり付ける工事、プレキャストコンクリートの据付けを行う工事、アーチ・コンクリートブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより遮架物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく「屋根工事」に該当する。

② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一部型である。

③ 屋根一体型の大陽光ペネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光ペネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

① 屋根一体型の大陽光ペネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光ペネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それとの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に該当する工事は「機械器具設置工事」に該当する。

⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水管を設置する工事が「管工事」であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を製造、設置する工事が「水道施設工事」である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。

⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、「滑掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートペネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートペネルも含まれる。

③ 「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。抵止めブロック、消音ブロックの据付け等土工工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や洗面処理、又は擬壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行いう場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

① 「とび・土工・コンクリート工事」における「鍛骨組立工事」と『鋼構造物工事』における

- る「鉄骨工事」との区分の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うことのみを請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てる工事が「鋼構造物工事」における「鋼骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。
- (11) 鉄筋工事
- 『鉄筋工事』は、「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。
- (12) 鋼装工事
- ① 鋼装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『鋼装工事』ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『鋼装工事』に該当する。
- (13) 板金工事
- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や廻廊の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく「屋根工事」に該当する。
- (14) 塗装工事
- 下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- (15) 防水工事
- ① 「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。
- ② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- (16) 内装土工事
- ① 「家具工事」とは、建築物に家具を掛け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てる工事をいう。

- てて据付ける工事をいう。
- ② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- ③ 「たたみ工事」とは、探す・割付け・たたみの製造・加工から販売までを一貫して請け負う工事をいう。
- (17) 機械器具設置工事
- ① 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気通信工事』、『管工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについても原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ② 「延焼機器設置工事」には昇降機器設置工事も含まれる。
- ③ 「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- (18) 電気通信工事
- ① 「骨幹制御設備工事」にはコンピュータ等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 昼に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- ③ 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によつては『電気工事』、『管工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについても原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (19) 造園工事
- ① 「植栽工事」には、植生を復元する処設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設施工事」には、花壇、噴水その他の休憩施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建物の屋上、壁面等を緑化する工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴つて行う工事である。
- (20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び上水道等の配水管内の処理設備を製造、設置する工事が『水道施設工事』である。
- ② 屎尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わば淨化槽（合併処理槽を含む。）により屎尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (21) 消防施設工事
- ① 「金属製遮難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段等を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それとの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (22) 清掃施設工事
- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② 屎尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わば淨化槽（合併処理槽を含む。）により屎尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (23) 解体工事
- それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のとともに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【第3条関係】

1. 許可の区分について

(1) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内に営業を許可に係る営業者に係る都道府県知事の許可とされているが、この場合においては、当該許可に係る都道府県の営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者について至微な建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた営業所についても法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可是、「一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一の建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはあり得ない。ただし、一の建設業者につき二以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることとは差し支えない。」

2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所ではない場合であっても、他の営業所に対する請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また、「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見取りり、入札、契約書の契約締結等の行為を行ふ事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

なお、1. (1) のおり、許可を受けた営業については至微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外において営業することはできない。

3. 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項の「本住宅宅」について

(1) 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。

(2) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

4. 令第2条の「下請代金の額」について

発注者から直接受け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まれない。

5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について
　　一の業者が既に許可を受けた後、更に他の建設業について追加して許可の申請をしてきた場合
　　（般・特新規（【第5条及び第6条関係】2(1)②参照）の場合を含む。）、それぞれを別個の
　　許可として、各々許可年月日及び許可の有効期間が異なるものとして取り扱う。
　　（1）同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、一の許可の更新時に、できるだけ有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新と
　　して申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。
　　（2）一の業者が既に許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている從来の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請
　　することができるものとし、追加の許可と許可の更新（別個に二以上の許可を受けている場合はそのすべて）とをあわせて一件として許可することができるものとする。
　　ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる從来の建設業の許可の有効期間は、原則として6ヶ月以上残っていることを必要とする。

6. 許可の有効期間の取扱いについて

- （1）許可の有効期間は、許可のあつた日から5年目の許可があつた日に対応する日の前日をもつて満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であつてもその日をもつて満了する。
- （2）建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行つたものとして取り扱う。

7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行について

（1）建設業者から、

- ① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があつた場合は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。
- ② 特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があつた場合は、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。
- （2）（1）の申請があつた場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、（1）①の場合にあっては一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、（1）②の場合にあっては

は特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可是、なおその効力を有するものとして取り扱う。
（3）なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合は、（1）及び（2）の取扱いは当然受けないものである。

8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
　　許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、従前の許可是なお効力を有するものとされる。
　　また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に新規された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により繼續して施工することができる。

9. 許可の通知について

- （1）建設業の許可をした場合においては、申請者に対し当然に通知する必要があるので、別紙1により通知するものとする。
　　なお、当該通知は直接申請者あてに送付若しくは手交することとし、申請者が当該通知を確實に受け取った旨の記録を被するものとする。
- （2）知事許可から大臣許可への許可換えをした場合の許可の通知は、別紙2により通知するものとする。

- （3）一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行した場合の許可の通知は、別紙3により通知するものとする。
　　（4）一般建設業の許可をした場合に於ける許可の取扱いは、（1）～（3）の規定によるものとする。

【第3条の2関係】

許可に付する条件について
　　許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図ることを目的として、許可の効果に制限を加えるものである。したがつて、付することができる条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体的な事例に即して判断する。

また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があつたとしても、法第29条第1項第6号に該当する場合を除き、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するために、当該義務の履行を停止を命ずることとする。
　　なお、一般建設業者に関する法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に関する法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなければ法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなつた場合に付する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要な建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の從たる建設工事であって、それ 자체が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の性質、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて

（1）許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ順序（別紙4）を提出せらるものとし、提出があつた場合には、許可申請書類を直接申請者あてに返却する。

なお、当該返却は直接申請者あてに送付し若しくは手交することとし、申請者が当該返却を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

（2）許可申請を却下する場合には、許可の拒否通知書（別紙5）を、申請者あてに送付する。
なお、当該通知書は直接申請者あてに送付または手交することとし、申請者が当該通知書を破棄に受け取った旨の記録を残すものとする。

（3）許可申請書類以外の書類については、許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なものののみの提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めない。ただし、【その他】3. で定めるものについてはこの限りではない。

2. 許可申請書類の審査要領について

（1）建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可是、一般建設業と特定建設業に区分して行わられるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時にを行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時ににおいて既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

② 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。
「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合
「許可換え新規」……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許

可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」…………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を申請するときの建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱つて差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、申請前に当該特定建設業を禁止された後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請されることを必要とする。ただし、特定建設業の許可の申請を中止させることを受けている建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請する必要があるので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」…………一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合には、許可申請書類の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を継続することができない場合に限る。）、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

（3）許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なものののみの提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求める。合

□ ③ 「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。

なお、ここでいう受理とは、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由地」という。）においてなされたものをいう。

③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書の（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「主たる営業所」をいう。

また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。

④ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わ

ってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用者を置いている場合に記載させる。

⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。

⑥ 施設業許可申請書（様式第一号）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び財務局長等は本機の役員には含まれない。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを限わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載せることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。

⑦ 施設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧（更新）」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統解し、指揮監督する施設を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（並なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

⑨ 施設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所原に専任技術者名を記載する。

（2）工事経歴書（様式第二号）について

- ① この表は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事との他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管埋設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなしえ得る場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。
- ② 本表の作成にあたり、解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものはとび・土工・コンクリート工事に計上し、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事の許可を受けようとする又は受けている場合は解体工事に計上し、それ以外はその

他工事として取り扱う。ただし、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者では、平成25年5月31日までに請け負ったものも含め、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて作成しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合、建設工事の種類欄は「その他（解体工事）」と記載するものとする。

③ 本表には、申請又は届出を行いうる事業年度の前事業年度の完成工事及び未完成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。

（a）経営規模等評価の申請を行う者の場合
イ 元請工事（登注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまでの消費代金の額の大きい順に元請工事を記載させる。
ただし、当該額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超過することころまで記載さる。

また、軽微な建設工事（令第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）が含まれる場合については、軽微な建設工事に該当する元請工事は10件を超えて記載させなければならない。
ロイに該当する元請工事の記載に統けて、総完成工事箇の7割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事について、請負代金の額の大きい順に工事を記載させる。

ただし、当該金額が1,000億円を超える場合は1,000億円を超過することころまで記載させる。

また、軽微な建設工事が含まれる場合には、軽微な建設工事に該当する工事は10件（上記イにおいて記載した軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。

（b）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
完成工事の記載に關しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させることがとなる。
④ 経営規模等評価申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあっては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載するものとする。
⑤ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されるこのないよう十分に留意すること。例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載すること等が考えられる。

（3）直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について
① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の種類をすべて記載させる。

- ② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載させる。
- ③ 解体工事については（2）②に準じた取扱いとし、申請又は届出を行う者が法第27条の25の規定に基づく経営規模等評価の申請を行なう者は、過年度に請け負った工事も含めどび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて記載しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合は、「その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上するものとする。
- （4）使用人數（様式第四号）について
- ① 「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくは又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。
- ② 同一の者が「その他の技術関係専用入」と「事務関係専用入」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として從事する職務の区分に含めて記載させる。
- （5）経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）について
- ① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば該当申請に係る二以上の建設業についても同一人がなり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経営業務の管理責任者として記載することのないよう指導する。
- ② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成される。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合には、（1）「工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が休職又は出向等によって経営期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経営年数」の欄に実際の経営期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
- ③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあつた者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事實を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付せること。
- ④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、①「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として括り、カラムには「2」を記入させる。なお、経営業務の管理責任者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。
- ⑤ 経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）は、経営業務の管理責任者である役員について記載するものとし、「從事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「質問の内容」の欄に具体的な記載がない場合には行政処分等の事実が仰認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「謹啓申請」として取り扱うこととする。
- （6）専任技術者証明書（様式第八号）について
- ① 建設業許可申請時（更新を除く。）、専任技術者の変更がある場合には新規・変更用（様式第八号）を使用させて変更等の手続を行うこととする。なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。
- ② 新規・変更用（様式第八号）（新規許可等を申請するために使用する場合）⑥「1」「区分」の欄に「1」を記入する場合に限る。）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれた専任技術者について記載させる。
- ③ 同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することのないよう指導する。
- ④ ⑥「4」の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者により得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となっている建設業が一般建設業の場合には、「1」、「4」又は「7」を記入せらる。
- ⑤ ⑥「4」の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている者が新たに他の建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入させる。
- ⑥ 特新規若しくは業種追加を申請する場合又は専任技術者の担当業種若しくは有資格区分の変更に書き罫を行な場合において、専任技術者としての基礎を満たしていることを証するため添付する証明書については、⑥「4」の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあっては、その提出を省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなっている場合には、省略することができない。
- ⑦ ⑥「5」の「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が他に資格を有している場合であっても、同人が専任の技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑧ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄三、五、「屋根工事業」の下欄四、「しゃんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「燃絶縁工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三、「解体工事業」の下欄五、六、七に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）及び建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1424号。⑨において「主任技術者要件告示」という。）第二号又は第三号に該当する者として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号による「専任技術者証明

書」の資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い、「99」を記載させる。
⑨ 主任技術者要件告示第一号の表中「解体工事業」の下欄三から八、建設業法第15条第2号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和63建設省告示第1317号）の表中「解体工事業」の下欄三、四及び建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条第二号への規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成28年国土交通省告示第747号）に該当する者として専任技術者の証明をする場合には、規則別表（二）の分類に従い、法第7条第2号の区分に該当するコード（法第7条第2号ハに該当する者については、その有する資格等の区分に該当するコードのうち附則第4条該当に係るもの）を用いることとする。

⑩ 許可を受けた建設業が解体工事業である場合において、上記のいずれかに該当する者は又は建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第4条に該当する者から、法第7条第2号若しくは第15条第2号又は平成27年改正省令附則第1条若しくは第3条に該当する者へ専任技術者を変更する場合にも変更手続を行う必要があることに留意する。

（7）実務経験証明書（様式第九号）について

① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験を記載するものとし、例えば、「都市計画道路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的工事件名をあげて、建設工事に該する実務経験の内容が具体的に明らかになるよう記載させる。

② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要である。この場合、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載させるものとする。

③ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。

④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接從事できることとされているので、審査に当たって十分注意する。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後は、令第1条の2第1項に規定する堅微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たっては十分に注意する。

⑤ 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに限し、2年以上の指導監督的な実務の運営が必要である。（なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,

500万円以上4,500万円未満の建設工事に關して被まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以後平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に關する実務の経験のみにして、当該2年以上の期間に算入することができる。）したがって、発注者から直接請け負った建設工事に關する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。

⑥ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。

⑦ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの（昭和59年10月1日前の建設工事にあっては1,500万円以上のもの、昭和59年10月1日以後平成6年12月28日前の建設工事にあっては3,000万円以上のもの）について認載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額と、その後請負代金の額との差額とする。

⑧ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書（（7）の①及び②）に準じて取り扱うものとする。

（9）その他専任技術者の証明書類（規則第3条第2項及び第13条第2項）について
① 規則第3条第2項第3号に規定する「法第7条第2号への規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第13条第2項第1号に規定する「法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第3項に規定する合格証明書により確認することとするが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。

② 規則第3条第2項第4号又は規則第13条第2項第4号（監理技術者資格者証の写し）により、法7条第2号又は法15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（7）の実務経験証明書、（8）の指導監督的実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際、「監理技術者資格者証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。

（10）建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について
① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに限し、2年以上の指導監督的な実務の運営が必要である。これらの者は、当該營業所において綴結され

る請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該營業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。

なお、この表は、これらの者のうち役員を兼ねている者についても記載させるものとする。

(11) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）について

① 本表には、法第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者及び同号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者について記載する必要があるが、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けいる者にあっては、これらの者に加え、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ハの規定により同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者についても記載することを要する。

② 本表の提出に際しては、国家資格者・監理技術者の資格について、法第7条第2号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する書面、法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格した者若しくは国土交通大臣が定める免許を受けた者であることを証する書面、指導監督的な実務経験を有する者として同号ロの基準を満たすことを証する指導監督的な実務経験証明書（様式第十一号）（卒業証明書及び実務経験証明書（様式第九号）を含む。）及び同号ハの規定により能力を有すると認定された者であることを証する証明書を提示させる等により、その確認を行う。なお、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合及び国家資格者・監理技術者の有資格区分等の変更に基づき届出を行う場合は、「既提出の一覧表における建設工事の種類」に係る技術者の認定書については、その確認は要しない。ただし、当該証明書のうち、「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）」に係るものについては、提示を求める等によりその確認を行うことが必要である。また、これらの証明書は、監理技術者資格者証（指定建設業監理技術者資格者証）の写しをもつて代えができるものとする。

③ 様式第7条の3第2号の表中、実務経験要件欄和対象者については、二段組についてそれぞれ実務経験10年を有している者など本来記載対象外である法第7条第2号ロ該当の者の一部が当然に含まれるが、法第7条第2号ハに該当する者であるため、同様式記載要領1に従い、「国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）」の記載対象となるものである。

また、この場合、有資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い「99」が記載されることとなる。

なお、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者について、法第7条第2号ロに該当し、かつ、法第15条第2号ロにも該当する場合、有資格区分コードを「99」から「02」に変更することが認められる。

④ 様式第7条の3に定める建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）及び「既提出の一覧表」における建設工事の種類の欄には、技術者が法第7条第2号ハ又は第15

条第2号イに該当する建設業については「7」又は「9」を記入する必要はない。
⑤ 様式第7条第2号ハに該当する者、法第15条第2号イに該当する者、同号ロに該当する者、同号ハの規定により同号イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定された者の資格について記載させる。

⑥ 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等にに関する調査書（様式第十二号）について
本調査書は役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成するものとするが、経営業務の管理責任者については、本調査書の作成は要しない。なお、「質問の内容」の欄に具体的な記載がない場合には行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申告」として取り扱うこととする。

⑦ 建設業法施行令第3条に規定する使用者の住所、生年月日等に関する調査書（様式第十三号）について

この調査書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用者の一覧表」について記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調査書の作成は要しない。なお、「質問の内容」の欄に具体的な記載がない場合には行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申告」として取り扱うこととする。

⑧ 登記事項証明書等（規則第4条第1項第5号及び第6号）について

⑨ 登記事項証明書等の内容について
(a) 規則第4条第1項第5号に規定する「登記事項証明書」の交付について
地方法務局において受けられるものであること。
(b) 規則第4条第1項第6号に規定する「市町村の長の証明書」の交付については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市町村において受けられるものであること。
(c) 上記(a)及び(b)の証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。

⑩ 登記事項証明書等の添付について

登記事項証明書等の添付については、次のとおり取り扱うものとする。
(a) 新たな者が役員及び令第3条に定める使用者になつた場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行い、監査証（様式第六号）には登記事項証明書等を添付する。

(b) 役員及び令第3条に定める使用者として既に登録されている者に変更があつた場合は役員及び令第3条に定める使用者並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があつた場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行う。その際、当該者に係る監査証（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

(c) 役員及び令第3条に定める使用者として既に登録されている者が該当しなかつた場合役員及び令第3条に定める使用者として既に登録されている者が該当しなかつた場合

行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

(15) 附属明細表（様式第十七号の三）について
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもつて附属明細表の提出に代ええることができるものとする。

(16) 営業の沿革（様式第二十号）について
法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させることとし、建設業者が行政処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記載させるものとする。

(17) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について
「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の「労働保険料控除・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

3. 提出書類の省略について
更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に提出されている添付書類について、重複を避けるため、次のとおりその提出を省略することとする。
(1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者に係る書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」のみを提出すればよく、規則第三条第2項各号に掲げる證明書等の提出を要しない。

また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人を記載した書面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調査（様式第十四号）、所屬建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてもその提出を省略することができる。

(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調査（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。
ただし、一般建設業の許可のみを受けていいる者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、一般建設業の許可のみを受けていいる者が特定建設業の許可を申請する場合にあっては、

は、法第15条第2号ロに該当する者及び同号への規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本表の添付を省略することはできない。

(3) 許可換算新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。

【第7条関係】

1. 経営業務の管理責任者について（第1号）

(1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び専務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
- ・組織図その他これに準ずる書類
- ・業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
- ・業務分掌規程その他これらに準ずる書類
- ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従つて、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
- ・定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他の勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に從事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の土地取引業者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び専務局長等は含まれない。

(3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をな

す権限を有する使用者をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

(4) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各類の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、營業所長等營業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

(5) 本号は、許可を受けようとする建設業について、本号の又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行なう場合において、一の建設業につき本号の又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の又はロの要件を満たしているときは、当該他の建設業についてもその者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。

なお、本号の又はロに該当する者が第二号に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。（6）において「告示」という。）について

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に准ずる地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ 「経営業務の執行について、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門について業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する事業部門である場合も、本号に該当するものとする。

ハ 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第セ号および別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることとを確認するための書類

・ 著作権規約その他の書類

取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に置いて、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

取締役会の監事級その他これらに準ずる書類

執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類

取締役会の監事級、人事登令書その他これらに準ずる書類

（4）経営業務を補佐した経験について（告示第1号ロ）

イ 経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（法人の場合には業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合には当該個人に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、從事した経験をいう。

ロ 許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に置く補佐経験の期間と、許可を受けようとする執行役員等としての経験又は許可を受けようとする建設業皆しくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ハ 法人、個人又はその両方ににおいて7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。

ニ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第セ号及び別紙6による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになつていることを確認するものとする。

・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位ににおける経験に該当することを確認するための書類

・ 補認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類

・ 組織図その他これらに準ずる書類

・ 業務分掌規程、過去の操業書その他これらに準ずる書類

・ 补佐経験の期間を確認するための書類

人事登令書その他の書類

（5）経営業務を補佐した経験について（告示第2号）

許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経営業務の管理責任者としての経験についての経験については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであつてもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業に関する建設業が許可を受けようとする建設業に該当する場合も本号に該当する。

2. 専任技術者について（第2号）

(1) 「専任」の者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。

会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事部の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

① 住所が職務をする営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者

③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において専任を要する事務所等において専任を要する者を除く。）

④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(2) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の総務のみの経歴年数は含まれないが、建設工事の登録に当たって設計技術者として設計に從事し、又は現場監督技術者として監督に從事した経験、土工及びその見習いに從事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負つた解体工事に係る実務の経験の期間として二重に計算できるまた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できまい工事に直接從事した経験については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できるまた、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できまい工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り建設期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録したものに限り経験期間に算入する。

(3) 本号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行いう場合には、一の建設業につき本号のイ、ロ又はハへの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱うことができる。

なお、経営業務の管理責任者に該当する者と専任の技術者とを重複して認めることは、勤務場所が同一の営業所である限り差し支えない、

3. 誠実性について（第3号）

(1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法体に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(2) 申請者が法人である場合には当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用者（支配人及び支店又は常時社設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合にはその者及び一定の使用者が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、(1)に該当する行為をした事が確認された場合は(2)のいずれかに該当する者である者を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

4. 財産的基礎又は金融的信用について（第4号）

(1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートル未満ない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものと定めることとする。

なお、これらの額は、「同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額」とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(2) 次の①、②又は③に該当する者は、倒産する事が明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。

① 自己資本の額が500万円以上である者

② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

(注) 担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は、具体的には、取引金融機関の融資證明書、預金残高証明書等により行う。

③ 許可申請証前年の過去5年間許可を受けた実績を有する者

(3) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業準備勘定及び事業主貸勘定の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業においては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業においては創業時ににおける財務諸表により、それを行う。

(5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合したこととなつても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない。（法26）

第15条第3号の基準について同じ。)

【第8条関係】

- 法第8条本文括弧書きの趣旨
許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までのいずれかに該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。
- 法第8条第11号及び第12号括弧書きの趣旨
法第8条第11号及び第12号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用人であった場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないと趣旨により規定されたものである。

2. 法第8条第11号及び第12号括弧書きの趣旨

法第8条第11号及び第12号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用人であった場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないと趣旨により規定されたものである。

3. 役員等の次格要件の該当性の判断について
役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、「取締役」、株主等及び「その他いかなる名称を有する者と同等以上の支配力を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様に準ずる者であるかを間違えず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様に接うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様に接する者と認められる者か否かを個別に判断する。

【第9条関係】

- 許可換え新規について
許可を受けた建設業者が、法第9条第1項各号の一に該当したときは、許可行政庁を異にすることとなるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。
- 許可換え新規の取扱いについて
(1) 許可換え新規の申請の場合は、新規の許可の申請の場合における取扱いと同様に行う。
(2) 許可換え新規の申請をしようとする者には、当該申請書の正本に申請時ににおいて現に受けている建設業の許可の通知書の写しを添付させる。

- 許可換え新規の際の添付書類の移管について

- 第9条第2項の規定により、許可換え新規の申請をする建設業者は、法第6条第1項第1号から第3号までの審査（以下「工事経歴書等」という。）の添付を省略できることとされているが、工事経歴書等の添付を省略して許可換え新規の申請が行われた場合には、これを受けた地方整備局長、北海道開発局及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）は、従前の許可行政庁と連絡を密にして、変更届等により従前の許可行政庁に提出されている工事経歴書等の内容を十分に把握・理解した上で、当該申請に係る審査を行いう。
- (1) の申請に際する審査の結果、許可換え新規の許可をした地方整備局等は、従前の許可行政庁に対して、当該許可を受けた建設業者に係る工事経歴書等を送付するよう依頼する。
- (2) により工事経歴書等の送付を受けた地方整備局長等は、その設けた閲覧所において、送付を受けた工事経歴書等を、許可換え新規の申請時に提出された書類とあわせて公衆の閲覧に供する。

- 申請の審査の結果、従前の許可が有効期間の満了後当該不許可処分が行われることにより従前の許可が無効となる場合は、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により繼續して施工することができます。
また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われることにより従前の許可が無効となる場合は、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失つた後も、法第29条の3第2項の規定により従前の許可が有するものとされる。
- 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
許可換え新規の中間にに基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であつても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。
- 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
許可換え新規の中間にに基づく審査の結果、従前の許可がその効力を失つた後も、法第29条の3第1項の規定により繼續して施工することができます。
また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われることにより従前の許可が無効となる場合は、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失つた後も、法第29条の3第2項の規定により従前の許可が有するものとされる。

- 登録免許税の取り扱いについて
(1) 登録免許税の納入について
国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行いう日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。
(2) 登録免許税の還付について
許可申請を取り下げる場合には許可申請が却下された場合において、当該申請に伴つて納入した登録免許税の還付を受けたい者については、次により取り扱う。
① 許可申請を取り下げる場合には、許可申請の取下げ願書（別紙4）に登録免許税の還付請求書（別紙7）を添え、直接受理局建設課課長（東北・北陸・中国・四国地方整

備局にあっては建設産業課・建設産業課長、関東及び近畿地方整備局にあっては建設部建設産業第一課長、北海道開発局にあっては事業振興部長、沖縄総合事務局にあっては開発建設部長（以下「建設産業課長等」という。））あてに提出させる。

② 許可申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付願書に当該申請に伴つて納入した登録免許税の領取証書を添え、直接建設産業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について

国土交通大臣の許可を受けるものであつても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き継ぎ建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散新たに設立又は吸収合併した法人が、引き継ぎ建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

4. 許可手数料について

許可の更新の中請及び業種追加の申請を行つた者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもっても返還しないものとする。

【第11条関係】

1. 変更届出書等の効力について
変更届出書（様式第二十二号の二）、國家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加削除）（様式第十一号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更品は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣許可に係るものにあっては経由府が受理したときにその効力を生ずるものとして取り扱う。

2. 変更届出書等の取扱いについて

- (1) 変更届出書（様式第二十二号の二）について
- ① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が②「入力事項」の各欄に掲げる事項には、該当する欄にも変更後の内容を記載させること。
③ 「[4][3]の「郵便番号」「電話番号」の欄はいずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。
④ 法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつた場合に本届出書を記載させること。
- (2) 事業報告書について
会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定期株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。
事業報告書が、定期株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合には、当該冊子を届け出ることで足りない場合

るものとする。

(3) 法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない総株主の譲持権の10分の5以上を有する株主に変更があつた場合には、変更を覚知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

(4) 法第11条第3項の規定により届出する際の健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）については、届出時点の状況を記載することとする。

(5) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙8により届出等を行わせるものとする。なお、「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

(6) 届出書（様式第二十二号の三）について
本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。
経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には廃業品（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が7年以上になつた者がいたため複数いる経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を停止したためそこに置いていた専任技術者が不要になった場合等が考えられる。
なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き専任技術者となる者又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き続き専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届出することになる。

【第12条関係】

1. 廃業品（様式第二十二号の四）の取扱いについて
（1）法第12条の規定による届出は、本様式をもって行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））による専任技術者の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させる。
（2）「行政手帳記入欄」は、以下の要領で記入する。
⑤ [8]「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。
「1. 廃業」……………法第12条各号のいずれかに該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合

- 「2. 取消」……………許可行政が許可を取り消した場合
「3. 失効」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合

5 [9] 「決算年月日」の欄は、施業について決算をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について
施業届に基づき許可の取消しをした場合には、届出者に対し、別紙9により通知する。
なお、当該通知は直接届出者あてに送付若しくは手交することとし、届出者が当該通知を確認に受け取った旨の記録を残すものとする。
- 【第15条関係】
- 専任技術者について（法第15条第2号）
 - 當業所における技術者に必要とされる実務の経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、したがって発注者の側における経験、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。
 - 指導監督的な実務経験について
 - 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。
 - 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに限り、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要であるが、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に係る実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。
 - 法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定するとの旨に法第5条第2号ロに該当するための期間として算定してもよい。
 - 法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できない工事に直接從事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入し、延びリサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。
 - 財産的基礎について（法第15条第3号）
 - 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしていないものとして取り扱う。
 - 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
 - 流动比率が75%以上であること。
 - 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。
 - 「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の織過剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に貸借の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
 - 「流动比率」とは、流动資産を流动負債で除して得た数値を百分率で表したものとす。
 - 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。
 - 「自己資本」とは、法人にあっては賃借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金と利息償還の合計額を控除した額に貸借の部に計上されている利息を含まない。
 - 「自己資本」とは、法人にあっては賃借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主貸勘定の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に貸借の部に計上されている利息償還の合計額を加えた額をいう。
 - この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。
 - ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに增资を行うことによって基準を満たすこととなつた場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。

【第29条の2及び第29条の5関係】

- 許可の取消し処分の公告について
法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合においては、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。
- 「5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合は、これに対する裁決があつたことを知った日）から6月以内に国を被告として（訴訟においては、この処分又は裁決があつた大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があつたことを知つた日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

【その他】

1. 許可番号について
- (1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合には、下記の具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもつて付与する。
- なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって、第100号を付与した場合、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。

許可番号

国土交通大臣 許可	(般特-13) 第100号	許可行政庁名
		一般建設業又は 特定建設業の別
		許可年数
		業者番号

- (2) 許可番号は、地方整備局等単位ではなく全国を通して、許可をした順に付与することとする。
- (3) 既に受けたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するため、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

2. 法等における「請負代金の額」等の内容について

- 消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることからがみ、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

- (1) 合併に伴う認出
- ① 新設合併により消滅する会社
- 法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたは合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。
- したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

- (a) 合併期日ににおいて、合併契約に基づき合併により消滅することとなるる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなるる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合
- 法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

- ただし、法第12条第5号に該当するものとして同様の規定による届出をした場合はこの限りでない。
- (b) (a)以外の場合で合併期日以後業務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移

の申し込みはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、経営年数の確認（【第7条関係】1. (6) の場合を除く。）については商業登記簿原本その他の施設業の業務に關する監査を確認することができる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

- (2) 営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人による常勤性の確認について、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写しそしてはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。
- (3) 営業所の確認
- 営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

- ① 営業所の地図及び営業所の写真
- 「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最も近い交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図とする。
- また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるものので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する標識が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。
- ② 営業所を使用する施設を確認するための資料
- 営業所を使用する施設を確認するための資料は、不動産登記簿原本又は不動産賃貸借契約書等の写しそしてはこれらに準ずる資料とする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて
- (1) 合併に伴う認出

- ① 新設合併により消滅する会社
- 法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたは合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。
- したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

- (a) 合併期日ににおいて、合併契約に基づき合併により消滅することとなるる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなるる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合
- 法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならぬ。

- ただし、法第12条第5号に該当するものとして同様の規定による届出をした場合はこの限りでない。
- (b) (a)以外の場合で合併期日以後業務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移

行する場合

消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は設立した段階で法第11条第5項又は第12条第5号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。

(c) (a) 及び (b) 以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第12条第2号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併における消滅会社 法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前においても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。

(2) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期 消滅会社が合併以前に受けている建設業の許可については、当該合併により新会社（吸収合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。）、新設合併においては新設会社をいう。以下4.において同じ。）に当然継承されるものではなく、

(a) 吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について、
(b) 新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、
それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの合併に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るために、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収合併の場合 合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があつたときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても存続会社に許可能ができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができるところに留意する。

(b) 新設合併の場合 新設合併の場合においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮 番査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。

③ その他の留意事項 建設業の譲受けに当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第388号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(3) 関連する手続相互の整合性の確保

(1) 及び (2) に掲げる手続については、建設業者間の相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の営業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手續は一連のものであり、関係建設業者が相互に協調しつつ、許可行政と十分に打ち合わせて、整然と手續が進めらるよう、これらの関係建設業者を指導する。

(4) 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い 消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に係る許可が取り消された場合には、新会社は合併登記においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い 建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 許可申請の速やかな処理 建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可の申請があつたときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の許可是、譲受人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意する。

② 事前打ち合わせの実施 ①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行いうよう建設業者を指導する。

③ その他の留意事項 建設業の譲受けに当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要である。

要であり、①に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 諸法人が施工中の建設工事の取扱い

- ① 注文者との事前協議
譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについて
は、一般的には注文者と譲受人の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事について
は、公共工事標準請負契約規則第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、譲渡前から
注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。
- ② 法第29条の3 第1項の適用に当たっての注意事項
建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可が取り消された場合で、かつ、当該取り消された
た建设業の許可業種に係る譲渡人の請負契約上の償償債務が包括的に譲受人に引き継がれ
る場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を法第29条の3 第1項に規定する
一般承継人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は(1)①に掲げる
許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

6. 建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

- (1) 建設業の許可申請の取扱い
- ① 許可手続を行う時期
分割会社（会社分割（以下「分割」という。）をする会社をいう。以下同じ。）が分割
前に受けたいた建設業の許可については、その分割により当然継承されるものではなく、
(a) 吸収分割については、承継会社（吸収分割によつて建設業を承継する会社をいう。以下
同じ。）が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けたいた業種について、
(b) 新設分割においては、新設会社（新設分割によつて設立される会社をいう。以下6. に
おいて同じ。）は、許可を受けようとするすべての業種について、
それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。
 - また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定期
間の許可を受けなければならない場合もあり得る。
これらの分割に係る建設業の許可申請については、当該申請前に係る建設業の新会
社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6. において同じ。）への移行
の円滑化を図るために、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (a) 吸収分割の場合
分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可
の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があつたときは、分割会社に依
る同種の許可の取消し前ににおいても承継会社に許可をすることができるものであり、分割
会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点
から、可及的速やかに処理する。
なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業
者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

別表 1

建設工事の種類	建設工事の例示
土木・式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鋼骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事ニコンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリングダラワット工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付箋物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外幣工事、はつり工事、切削穿孔工事、アンカーワーク事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
塗装工事	屋根ふき工事。
電気工事	案内電気設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電球線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨務設備工事、衛生設備工事、淨化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事。
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、兼焼工事、ストレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、補強工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工工事、鉄筋組立て工事、鉄筋框手工事

建設工事の種類	建設工事の例示
鋼装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック鋼装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
漆装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運転機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、送風機器設置工事、舞台装置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
燃熱機工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ヴァレンタ逆位相機械設置工事、電気通信路設置工事、電気通信機械設置工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波放送警防設備工事
電気通信工事	
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、透元井工事、温泉掘削工事、戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、掘水設備工事
金剛製造工事	金剛製造工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッターアーク取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事

別表2

代理人の記名押印を可とする 許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）の申請者又は届出者の欄
代理人の記名押印を不可とする 許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者又は申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）の氏名の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）の氏名の欄

建設工事の種類	建設工事の例示
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水喷霧工事、不燃性ガス、蒸留性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難梯はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

別紙1

文 番 番 年 月 日 平成	印
局長	
般	
一般建設業の許可について（通知） 特定	
<p>平成 年 月 日付で申請のあつた一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。</p> <p>注 第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。</p>	
記	
許可番号 國土交通大臣許可(一)第 許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	建設業の種類
(この日が行政手続の休日に該当する場合は、直後の開庁日)	
注) 許可の更新申請を行う場合の審査提出期限；平成 年 月 日	

別紙2

文 番 番 年 月 日 号 日 月 年 平成	印
局長	
般	
一般建設業の許可について（通知） 特定	
<p>平成 年 月 日付で申請のあつた一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。</p> <p>なお、知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもつてその効力を失つたので、念のため申し添える。</p>	
記	
許可番号 國土交通大臣許可(一)第 許可の有効期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	建設業の種類
(この日が行政手続の休日に該当する場合は、直後の開庁日)	
注) 許可の更新申請を行う場合の審査提出期限；平成 年 月 日 (この日が行政手続の休日に該当する場合は、直後の開庁日)	

文書番号	平成 年 月 日	局長 印
特定建設業の許可について（通知）		
<p>平成 年 月 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記の通り許可したので、通知する。</p> <p>なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可是、法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。</p>		
<p>許可番号 国土交通大臣許可（特一）第 年 月 日から平成 年 月 日まで</p> <p>許可の有効期間 平成 年 月 日</p> <p>建設業の種類</p>		
記		
<p>注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成 年 月 日 （この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）</p>		

平成 年 月 日	局長 印	住所 所在地	商号又は名称
代表者氏名			
<p>一般建設業の許可申請の取下げ願 特定</p>			
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
理由により許可の取下げを致します。			
記			
取下げ理由			

経営業務の管理責任者に準ずる地位にあるつて
経営業務を補佐した経験の認定に関する調書

	生年月日	M・T・S	年	月	日
1 認定を受ける者の氏名					
2 経営業務の管理責任者にならうとする法人の名称					
3 2の会社の許可申請の 1.新規 2.許可換え 3.廃止 4.業種追加 5.経営業務の管理責任者の変更 区分等及び許可年月日 現在受けている法人 國土交通大臣 () 第 () 号					
4 経営業務の管理責任者となつて許可 土・建・大・左・と・石・塗・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・ を受けようとする建設業の種類 ガ・塗・防・内・機・施・通・圓・井・具・水・消・清・解					
5 認定しようとする経験の種類 (その) (生)この項目は、認定する経験が2法人以上の場合は、法人ごと記載する。					
(1) 認定しようとする経験を個人法人の名称					
(2) (1)の法人の受けている建設業の許可					
① 國土交通大臣 () 知事許可(般・特一) 築 土・建・大・左・と・石・塗・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・施・通・圓・井・具・水・消・清・解					
② 國土交通大臣 () 知事許可(般・特一) 築 土・建・大・左・と・石・塗・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・施・通・圓・井・具・水・消・清・解					
③ 國土交通大臣 () 知事許可(般・特一) 築 土・建・大・左・と・石・塗・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・ 板・ガ・塗・防・内・機・施・通・圓・井・具・水・消・清・解					
(3) 年する地位に認定する役職名 連続年数 (①+②+③) (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日) ① (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日) ② (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日) ③ (S・H 年 月 日～S・H 年 月 日)					
(4) (3)の役職の主な職務内容					
(5) 認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいづれか)					
① 計画図 () その他 ()					
② 業務分掌規定 () 施設管理 () その他 ()					
③ 定款 () 執行役員規程 () 執行役員職務分掌規程 () 取締役会規則 () 取締役会規則 () その他 ()					
④ 人事管理制度 () その他 ()					
※ 経営業務を補佐した経験の場合 (注) 1. 認定の基礎とした資料の () 内に「レ」を記入する。 2. その他は、具体的な資料名等を記入する。					
6 備考					
7 認定の可否 認定・否認定 決定日 平成 年 月 日 相当者					

別紙5

文 書 番 号 年 月 日	印
平成 年 月 日	局長
<p>一般 建設業の許可の拒否について (通知)</p> <p>特定 建設業について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付けで申請のあつた 特定建設業については、下記の理由により許可できないので、通知する。</p> <p>なお、この処分があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、國土交通大臣に対して審査請求をすることができる(この処分があつた日の翌日から起算して3月以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日を経過したときは、することは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>また、行政事件訴訟法(昭和37法律第139号)の定めるところにより、この処分があつたことを知った日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日)から6月以内に国を被告として(訴訟において國を代表する者は法務大臣となる。)、取消訴訟を提起することができる(この処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であつても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。)。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>理由</p> <p>建設業法 第 条第 項第 号 不適合 記</p>	

平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
(地方整備局建設部建設産業課長等) 殿		
住 所 商号又は名称	代表者 氏名 印	局長 印
登録免許税の還付願		
平成 年 月 日 まで 一般建設業の許可申請をしましたが、却下されたので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。		
記		
(1) 工事経験書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び生配表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済徴明書 (8) 所得税納付済徴明書 (9) 使用人数 (10) 産業構造法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (11) 国家資格者等・監理技術者一覧表 (12) 定款 (13) 医療保険等の加入状況		
1 納付額	2 却下 年 月 日	記要領
(1) から (13) までの事項については、該当するものの添号を○でかこむこと。		
3 最寄郵便局の名称及び所在地		

別紙7
平成 年 月 日

(地方整備局建設部建設産業課長等) 殿

住 所 商号又は名称
代表者 氏名 印

登録免許税の還付願

平成 年 月 日 まで 一般建設業の許可申請をしましたが、却下されたので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。

記

1 納付額
2 却下 年 月 日

3 最寄郵便局の名称及び所在地

文書番号	平成 年 月 日
殿	局長 印
<p>一般 特定建設業の許可の取消しについて（通知）</p> <p>貴 第 項第 号の規定により、平成 年 月 日付けで取り消したので、通知する。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日）から6月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができます（この処分又は裁決があつたことを知った日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">記 許可番号 國土交通大臣許可（一）第 号 許可年月日 平成 年 月 日 建設業の種類</p>	

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

（平成13年4月3日国総建第97号 総合政策局建設業課長から地方整備局建設部長等あて）

最終改正 平成28年5月17日国土建第99号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりまとめたので、今後
の事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

【別添】

建設業許可事務ガイドライン

【第2条関係】

1. 第2条第1項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の別表第一の上欄に
掲げる建設工事については、昭和47年3月8日建設省告示第350号をもってその内容を示して
いるところであるが、その具体的な例は、別表1のとおりである。
この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の
相違、取引の慣行等により分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重
複する場合もある。
なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事として施工することが困難なものも
要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも
含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について
各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

（1）土木一式工事

- ① 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレ
ストレスコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、『管工事』及び『水道施設
工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び上下水道等の配水小
管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理
場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用渠道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木
一式工事』に該当する。

（2）建築一式工事

ビルの外壁に固定された遮断装置を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の堅
体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

（3）左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可
能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然
に含まれているものである。

- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事を
いい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け
工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種
子を吹付ける工事をいう。

（4）とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに
『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック積み（張
り）工事』間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック積み（張
り）工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、ブレキヤス
トコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における
「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける
工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石
工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロック
により建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリー
トブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれをを行う場合は含む。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における
「鉄骨工事」との区分の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負う
のが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てる
ことのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」であ
る。
- ③ 「プレストレスコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレ
ストレスコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルボント工事等各種の地盤の改良を行う工
事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」
及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹
付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工
事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法面の段階等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事と『鋼構造物工事』
- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告工事」と『鋼構造物工事』
における「屋外広告工事」との区分の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置ま
でを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の

を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれたため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等その専門の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の絶縁気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自家の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構成、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事について、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

① 「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

④ 『コンクリートブロック工事』には、コンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が含まれる。

⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック据付け工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方には以下のようにある。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、ブレキヤスドコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として板石等をはり付ける工事や洗面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行ふ場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

① 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹替組立工事」と『鋼構造物工事』における

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方には以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、ブレキヤスドコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として板石等をはり付ける工事や洗面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行ふ場合を含む。

(6) 屋根工事

① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれたため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等その専門の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などブロック類の漏洩を防止する工事が含まれる。

② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わず淨化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿

る「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

② ビルの外壁に固定された遮断装置を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鋼筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋組手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は嵌筋の配筋と組立て、「鉄筋組手工事」は屈筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋組手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 補装工事

① 鋼筋工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『補装工事』ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。

② 人工艺張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

① 建築板金工事とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨戸の天井へのステンレス板張付け工事等である。

② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びプラスチック工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

① 「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立

てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

- ① 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
- ② 「通風機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- ③ 「給排水機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。
- ④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、「階梯施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

- ① 「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。
- ② 既に設置された電気通信設備の改修、修理又は輸修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信設備の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。
- ③ 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等その専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。

(19) 造園工事

- ① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- ② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- ③ 「公園設置工事」には、花壇、噴水その他の休憩施設、休憩所等の休養施設、遊戯施設、便益施設等の施設工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等の植物を育成する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方には、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管、冷水管、配水管等の施設及び下水処理場内の凧水、冷水管、配水管等の取水、上水道等の取水、冷水管、配水管等の施設及び下水処理場内の凧水を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、冷水管、配水管等の施設及び下水処理場内の凧水を設置する工事が『水道施設工事』である。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』及び『消防施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わず淨化槽（合併処理槽）を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (2) 消防施設工事
- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それとの専門の工事の方に区分するものとし、これらいざれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- (22) 清掃施設工事
- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの工事に該当する。たとえば排水処理設備であれば『管工事』、渠蓋設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方には、規模の大小を問わず淨化槽（合併処理槽）を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- (23) 解体工事
- それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【第3条関係】

- 許可の区分について
 - 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る営業所のみでなく、当該建設業者についての当該許可に係る建設業者、当該許可に係る営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた業種について軽微な建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。ただし、許可を受けた業種について軽微な建設工事のみを行う営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱う。
 - 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可是、一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一般建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはない。ただし、一般建設業者に特定建設業について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることは差し支えない。
 - 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所ではない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に關する指導監督を行なう等建設業に係る営業に實質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、競争の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

なお、1. (1) のとおり、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請負う場合であっても、届出をしている営業所においては当該業種について営業することはできない。
 - 建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項の「木造住宅」について
 - 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。
 - 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。
 - 令第2条の「下請代金の額」について

発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,000万円（建築一式工事にあつては6,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,000万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について
- 一の業者が既に許可を受けた後、更に他の建設業について追加して許可の申請をしてきた場合（般・特新規（【第5条及び第6条関係】2(1)②参照）の場合を含む。）、それぞれを別個の許可として、各々許可年月日及び許可の有効期間が異なるものとして取り扱うと、建設業者にあっては許可事務の円滑化を阻害し、建設業者にあっては許可の更新時期の失念等の原因となり、法の適正な運用を図る上で不都合を生ずることとなるので、同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、以下のとおり取り扱う。
- (1) 同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、一の許可の更新を申請するに、できるだけ有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。
- (2) 一の業者が既に許可を受けたあと、更に他の建設業について追加して許可の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている従来の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請することができるものとし、追加の許可と許可の更新（別個に二以上上の許可を受けている場合はそのすべて）とをあわせて一件として許可することができるものとする。
- ただし、この場合、追加する許可の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができる従来の建設業の許可の有効期間は、原則として6カ月以上残していることを必要とする。

6. 許可の有効期間の取扱いについて

- (1) 許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があつた日にに対応する日の前日をもつて満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であつてもその日をもつて満了する。
- (2) 建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行つたものとして取り扱う。

7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行について

- (1) 建設業者から、
- ① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があつた場合
- ② 特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があつた場合
- であつて、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。
- (2) (1) の申請があつた場合において、從前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、(1) ①の場合は一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、(1) ②の場合にあって

は特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可是、なおその効力を有するものとして取り扱う。

(3) なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合には、(1) 及び (2) の取扱いは当然受けないものである。

8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
- 許可の更新の申請に基づく審査の結果、從前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であつても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、從前の許可はなお効力を有するものとされる。
- また、この場合、從前の許可の有効期間の満了後当該不許可処分が行われるまでの間に継続された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより從前の許可がそのまま効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができます。

9. 許可の通知について
- (1) 建設業の許可をした場合には、申請者に対し当然に通知する必要があるので、別紙1により通知するものとする。
- なお、当該通知は直接申請者あてに送付若しくは手交することとし、申請者が当該通知を確實に受け取った旨の記録を換るものとする。
- (2) 知事許可から大臣許可への許可換えをした場合の許可の通知は、別紙2により通知するものとする。

- (3) 一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行した場合の許可の通知は、別紙3により通知するものとする。
- 【第3条の2関係】
- 許可に付する条件について
- 許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図ることを目的として、許可の効果に制限を加えるものである。したがつて、付することができる条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体的な事例に即して判断する。
- また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があつたとしても、法第29条第1項第6号に該当する場合を除き、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するための指示をし、又は営業停止を命ずることとする。
- なお、一般建設業者に関する法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に関する法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなければ法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなつた場合に関する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために必要な工事又は主たる建設工事の施工により必要な工事を従たした他の工事であつて、それ自身が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて

(1) 許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ願書（別紙4）を提出せらるものとし、提出があつた場合には、許可申請書類を直接受け取った申請者あてに返却する。

なお、当該返却は直接申請者あてに送付し若しくは手交することとし、申請者が当該返却を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

(2) 許可申請を却下する場合には、許可の拒否通知書（別紙5）を、申請者あてに送付する。なお、当該通知書は直接申請者あてに送付または手交することとし、申請者が当該通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

(3) 許可申請書類以外の書類について、許可申請書類の記載事項について特に疑惑がある場合等に限り、必要なものののみの提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求める。ただし、【その他】3. で定めるものについてはこの限りではない。

2. 許可申請書類の審査要領について

(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可是、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時にを行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

(2) 「行政手続記入欄」は、以下の要領で記入する。

① 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時ににおいて既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

② 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字をカラムに記入する。
「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

「許可換え新規」……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可する場合

可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

〔般・特新規〕……………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受ける者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けていた建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、「般・特新規」は、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けていた建設業の一部について一般建設業の許可を申請した後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を廃止することができない場合に限る。）、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請されることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けていた建設業全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、特定建設業の全部を廃業させた後（法第29条に該当することにより、当該特定建設業の許可を廃止することができない場合に限る。）、新たに一般建設業の許可を申請することができる。

〔業種追加〕……………一般建設業の許可を受けていた他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合

〔更新〕……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

〔① ③〕「申請年月日」の欄は、申請書類を正式に受理した年月日を記載する。

なお、ここでいう受理とは、申請書類を所在地を管轄する都道府県知事（以下「経由庁」という。）においてなされたものをいう。

③ 「申請者」の欄には、申請者の主たる営業所の所在地を記載する場合の「主たる営業所」を記載して会社印及び代表者印を押印し、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載して押印する。ここで本店とは、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（更新）」の「主たる営業所」をいう。

また、許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面の添付を必要とする。なお、この他、許可申請書類の作成を代理人を通じて行う場合において、代理人の記名押印を可又は不可とする許可申請書類は、別表2のとおりである。

④ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わ

つてその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用者を置いている場合に記載させる。

⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。

⑥ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第五条第三号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれません。また、本別紙には、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名前を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載されることとし、その他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。

⑦ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧（更新）」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、各目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。

⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二（2）（営業所一覧表（更新））が二枚以上にわたる場合は、二枚以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。

⑨ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載した営業所順に専任技術者名を記載する。

（2）工事経歴書（様式第二号）について

① この表は、許可を受けようとする建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成するものとし、他の建設工事と二面に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事として計上する。また、水道本管埋設工事の場合は、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなしえる場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。

② 本表の作成にあたり、解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものはとび・土工・コンクリート工事に計上し、平成28年6月1日以後に請け負ったもののうち、解体工事の許可を受けようとする又は受けている場合は解体工事に計上し、それ以外はその

他工事として取り扱う。ただし、申請又は届出を行いう者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う場合は、平成28年5月31日までに請け負ったものも含め、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事それぞれの分類に応じて作成しても差し支えない。なお、その際、解体工事業の許可を受けていない場合、建設工事の種類欄は「その他（解体工事）」と記載するものとする。

③ 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載する。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行いう者であるか否かにより異なる。

（a）経営規模等評価の申請を行う者の場合
イ 元請工事（登注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に元請工事は10件を超えて記載されなければならない。

ロ イに該当する元請工事の記載に統合して、総完成工事箇の7割を超えるところまで記載されなければならない。

（b）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
イ 完成工事の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載されることとなる。

ロ また、軽微な建設工事が含まれる場合には、軽微な建設工事に該当する工事は0件（上記イにおいて記載した軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載する必要はない。

（3）直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について
① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の種類をすべて記載せらる。

（3）直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について
① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の施工金額を記載し、「工事」の欄には、施工金額の有無にかかわらず許可を受けようとする建設工事の種類をすべて記載せらる。

- ② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載させる。
- ③ 解体工事については（2）、②に準じた取扱いとし、申請又は届出を行う者が法第27条の規定に基づく経営規様等評価の申請を行う場合は、過年度に請求負った工事も含めとび・土工・コンクリート工事及び解体工事業の許可を受けていない場合は、「(その他の建設工事の施工金額」の欄に当該工事の施工金額を計上するものとする。
- （4）使用人件数（様式第四号）について
- ① 「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者はすべて含まれる専任技術者について記載させる。
- ② 同一の者が「(その他の技術関係使用人)」と「業務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として從事する職務の区分に含めて記載させる。
- （5）経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）について
- ① 経営業務の管理責任者には、その要件さえ備えていれば当該申請に係る二以上の建設業についても同一人がなり得るし、また、その者が専任技術者の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本店又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができる。なお、同一の建設業について二以上の者を経営業務の管理責任者として証明することのないよう指導する。
- ② 証明書は、許可を受けようとする建設業ごとに被証明者一人について証明者別に作成される。ただし、被証明者がその要件を満たすものであり、二以上の建設業について同一人の証明者の証明が得られる場合には、（1）「工事業」の欄に当該業種を列記できる範囲において一枚の証明書で証明することができるものとする。また、被証明者が外離又は出向等によって経営期間が中断している場合であって、証明者が同一であるときは、「経営年数」の欄に実際の経営期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
- ③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人の解散等の場合は、被証明者と同等以上の役職にあつた者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の説明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付せること。
- ④ 経営業務の管理責任者として証明された者について規則第7条の2の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、①「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、カラムには「2」を記入させる。なお、経営業務の管理責任者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。
- ⑤ 経営業務の管理責任者の略歴書（様式第七号別紙）は、経営業務の管理責任者である役員

- について記載するものとし、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかにならぬように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合には行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申訴」として取り扱うこととする。
- （6）専任技術者証明書（様式第八号）について
- ① 建設業許可申請時（更新を除く。）、専任技術者の変更がある場合には新規・変更用（様式第八号）を適用させて変更等の手続を行うこととする。なお、専任技術者の変更がある場合には、様式第二十二号の二による届出も必要であるので留意すること。
- ② 新規・変更用（様式第八号）（新規許可等を申請するために使用する場合、⑥「1」「区分」の欄に「1」を記入する場合）に限る。）については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順序で当該営業所に置かれた専任技術者について記載させる。
- ③ 同一の営業所においては、同一の建設業について二人以上の者を専任技術者として証明することのないよう指導する。
- ④ ⑥「4」の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定建設業の専任技術者になり得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在専任技術者となっている建設業が一般建設業の場合には、「1」、「4」又は「7」を記入せざる。
- ⑤ ⑥「4」の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に専任技術者として証明されている者が新たに他の建設業の専任技術者となる場合には、既に担当している建設工事を含め今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い該当する数字を記入せざる。
- ⑥ 種・特新技術者しくは業種追加を申請する場合又は専任技術者の担当業種若しくは有資格区分の変更に基づき届出を行う場合において、専任技術者としての基準を満たしていることを証するため添付する証明書については、⑥「4」の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものにあっては、その提出を省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなっている場合には、省略することができない。
- ⑦ ⑥「5」の「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が他に資格を有している場合であっても、同人が専任の技術者となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑧ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の下欄四、五、「とび・土工工事業」の下欄五、「屋根工事業」の下欄四、「しゃんせつ工事業」の下欄三、「ガラス工事業」の下欄三、「防水工事業」の下欄三、「内装仕上工事業」の下欄四、五、「熱遮線工事業」の下欄三、「水道施設工事業」の下欄三、「解体工事業」の下欄五、六、七に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）及び建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1124号。⑨において「主任技術者要件告示」という。）第二号又は第三号に該当する者として専任技術者の証明をする場合に、規則別記様式第八号による「専任技術者証明

- 書」の資格区分コード欄には、規則別表（二）の分類に従い、「99」を記載させる。
- ⑤ 主任技術者要件告示第一号の表中「解体工事業」の下欄三から八、建設業法第15条第2号の国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件（昭和33建設省告示第1317号）の表中「解体工事業」の下欄三、四及び建設業法（昭和二十四年法律第300号）第十五条第二号への規定により同号口に掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（平成28年国土交通省告示第747号）に該当する者として専任技術者の証明をする場合には、規則別表（二）の分類に従い、法第7条第2号の区分に該当するコード（法第7条第2号ハに該当する者については、その有する資格等の区分に該当するコードのうち附則第4条該当に係るもの）を用いることとする。
- ⑥ 許可を受けた建設業が解体工事業である場合において、上記のいずれかに該当する者又は建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第4条に該当する者から、法第7条第2号若しくは第15条第2号又は平成27年改正省令附則第1条若しくは第3条に該当する者へ専任技術者を変更する場合にも変更の手続を行う必要があることに留意する。
- （7）実務経験証明書（様式第九号）について、
- ① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル相模大工事現場監督」等のように具体的工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるよう記載させる。
- ② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を横み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要である。この場合、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重にして記載しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で講け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以後、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載せらるものとする。
- ③ 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。
- ④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接從事できなないこととされているので、審査に当たって十分注意する。また、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後は、令第1条の2第1項に規定する極微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たっては十分に注意する。
- （8）指導監督的実務経験証明書（様式第十号）について
- ① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに限し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である。（なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,

- 500万円以上4,500万円未満の建設工事に限して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に限して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に限る実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。）したがって、発注者が直接請け負った建設工事にに関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まない。
- ② 「証明者」は、経営業務の管理責任者証明書の「証明者」（上記（5）の③）に準じて取り扱うものとする。
- ③ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの（昭和59年10月1日前の建設工事にあっては1,500万円以上のもの、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあっては3,000万円以上のもの）について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負代金の額とする。
- ④ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書（（7）の①及び②）に準じて取り扱うものとする。
- （9）その他専任技術者の証明書類（規則第3条第2項及び第13条第2項）について
- ① 規則第3条第2項第3号に規定する「法第7条第2号への規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第13条第2項第1号に規定する「法第15条第2号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第27条第1項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第3項に規定する合格証明書により確認することとするが、技術検定の合格後合格証明書の受領までの間に、ては、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後ににおいては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。
- ② 規則第3条第2項第4号又は規則第13条第2項第4号（監理技術者資格の写し）により、法7条第2号又は法15条第2号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（7）の実務経験証明書、（8）の指導監督的実務経験証明書又は①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際「監理技術者資格証」の有効期限が切れているものであっても「資格」や「実務経験」は認めるものとする。
- （10）建設業法施行令第3条に規定する使用者の一覧表（様式第十一号）について
- 「建設業法施行令第3条に規定する使用者」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有する者と判断される者すなはち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結され

行う。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等は省略することができるものとする。

(15) 附属明細表（様式第十七号の三）について
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもつて附属明細表の提出に代えができるものとする。

(16) 営業の沿革（様式第二十号）について
法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させるものとし、建設業者が行政処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記載させるものとする。

(17) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）について
「健康保険」及び「厚生年金保険」の加入状況について、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領取証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領取済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

3. 提出書類の省略について
更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する既に提出されている添付書類について、重複を避けたため、次のとおりその提出を省略することができる。
(1) 許可の更新を申請する者は、専任技術者による書面に係る書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「専任技術者一覧表」のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出を要しない。

また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人人数を記載した書面（様式第四号）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）、財務諸表（様式第五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出を省略することができ、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の原本、株主（出資者）調査（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の四）についてもその提出を省略することができる。

(2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調査（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用者の住所、生年月日等に関する調査（様式第十三号）、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略することができる。
ただし、一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあって

は、法第15条第2号ロに該当する者及び同号ヘの規定により国土交通大臣が同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者を国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）に記載した上で提出する必要があり、本表の添付を省略することはできない。

(3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人人数を記載した書面（様式第四号）を省略することができる。

【第7条関係】

1. 経営業務の管理責任者について（第1号）

(1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、持分会社等設置会社の執行役をいい、「取締役等」とは、これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に關し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するかの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行後に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
- ・ 相続団その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に關する事業部門であることを確認するための書類
- ・ 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に關して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に關して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役会規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- (2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引士等の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き、「常勤であるもの」には該当しない。
なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合は除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。
- (3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に關する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす

す権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。

(4) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他の店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の通常業務について総合的に管理をする者をいう。

(5) 本号は、許可を受けようとする建設業について、本号のイ又はロに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ又はロの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号のイ又はロの要件を満たしているときは、当該他の建設業について、その者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱う。

なお、本号のイ又はロに該当する者が第二号に規定する専任の技術者としての基準を満たしていない場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

(6) 建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件（昭和47年建設省告示第351号。）(6)において「告示」という。)について

① 許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者に該当する地位について

(a) 執行役員等としての経営管理経験について（告示第1号イ）

イ 「経営業務の執行について、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門について、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行によって建設業に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

ロ 執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、本号イに該当するものとする。

ハ 本号イに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記録式第7号および別紙6による認定調査に加え、次に掲げる書類において、認定者が本号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

② 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これらに準ずる書類
業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これらに準ずる書類

・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
役会の議事録その他これらに準ずる書類

(5) 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類
(b) 経営業務を補佐した経験について（告示第1号ロ）
イ 経営業務を補佐した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（法への場合は業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、從事した経験をいう。
ロ 許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算7年以上である場合も、本号ロに該当するものとする。

ハ 法人、個人又はその両方ににおいて7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするものが法人であるか個人であるかを問わず、本号ロに該当するものとする。
ニ 本号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記録式第7号及び別紙6による認定調査に加え、次に掲げる書類において、被認定者が本号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。
・ 被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類
組織図その他これらに準ずる書類
・ 被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類
人事発令書その他これらに準ずる書類

② 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務管理責任者としての経験について（告示第2号）
許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する7年以上の経験を有する者については、単一の業種区分において7年以上の経験を有することを要するものではなく、複数の業種区分にわたるものであってもよいものとする。また、許可を受けようとする建設業とそれ以外の建設業について通算7年以上の経験を有する場合も本号に該当する。

(1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(2) 申請者が法人では当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用者（支配人であるも人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者）を除く。）が、申請者が個人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）、が、申請者が個人である場合にはその者及び一定の使用者が、建築士法（昭和27年法律第176号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和25年法律第202号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、(1)に該当する行為をした事實が確認された場合又は(2)のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号）

(1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものと定まる。

なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額を当該請負契約の請負代金の額に相当する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(2) 次の①、②又は③に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。

- ① 自己資本の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者

(注) 抵保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から事業主貸融定期借入契約の部に計上されている利益留保金の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業においては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業においては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

(5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなつても直ちに当該許可の効力を及ぼすものではない。（法

2. 専任技術者について（第2号）

(1) 「専任」の者は、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であつても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うとする。

- ① 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令において専任を要する者（建設業において専任を要する者（建設業ににおいて専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。））
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

(2) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の業務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に從事し、又は現場監督技術者として監督に從事した経験、土工及びその見習いに從事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間として二重に計算できるまた、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できな工事に面接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

(3) 本号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき本号のイ、ロ又はハの要件を満たしている者が、他の建設業についても本号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって本号の要件を満たしているとして取り扱うことができる。

なお、経営業務の管理責任者に該当する者と専任の技術者とを重複して認めることは、勘擇場所が同一の営業所である限り差し支えない。

3. 誠実性について（第3号）

第15条第3号の基準について同じ。)

【第8条関係】

1. 法第8条本文括弧書きの趣旨

許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までのいずれかに該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことにによるものである。

2. 法第8条第11号及び第12号括弧書きの趣旨

法第8条第11号及び第12号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用者のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があつても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用者であつた場合には、それをもつて直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないと趣旨により規定されたものである。

3. 役員等の欠格要件の該当性の判断について

役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、株主等及び「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」が欠格要件に該当した場合、「その他いかなる名前を有する者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」については従来の「役員」と同様に扱うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

【第9条関係】

1. 許可換え新規について

許可を受けた建設業者が、法第9条第1項各号の一に該当したときは、許可行政庁に対する新規の許可となるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。

2. 許可換え新規の取扱いについて

（1）許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可の申請の場合における取扱いと同様に行う。
（2）許可換え新規の申請をしようとする者には、当該申請書の正本に申請時ににおいて既に受けている建設業の許可の通知書の写しを添付させる。

3. 許可換え新規の際の添付書類の移管について

- (1) 第9条第2項の規定により、許可換え新規の申請をする建設業者は、法第6条第1項第1号から第3号までの書類（以下「工事経歴書等」という。）の添付を省略できることとされているが、工事経歴書等の添付を省略して許可換え新規の申請が行なわれた場合には、これを受けた地方整備局長、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局長等」という。）は、従前の許可行政庁と連絡を密にしつつ、変更届等により從前の許可行政庁に提出されている工事経歴書等の内容を十分に把握・理解した上で、当該申請に係る審査を行う。
- (2) (1) の申請に関する審査の結果、許可換え新規の許可をした地方整備局長等は、従前の許可行政庁に対して、当該許可を受けた建設業者に係る工事経歴書等を送付するよう依頼する。
- (3) (2) により工事経歴書等の添付を受けた地方整備局長等は、その設ける閲覧所において、送付を受けた工事経歴書等を、許可換え新規の申請時に提出された書類とあわせて公衆の閲覧に供する。

4. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について
許可換え新規の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とした場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、從前の許可はなお効力を有するものとされる。

- また、この場合、従前の許可の有効期間が満了後当該不許可処分が行われるまでに継続された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がそのまま効力を有するものとされる。
従前の許可の有効期間が満了後当該不許可処分が行われたことにより継続して施工することができる。
また、この場合、従前の許可の有効期間が満了後当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がそのまま効力を有するものとされる。

【第10条関係】

1. 登録免許税の取り扱いについて

一般建設業の許可又は特定建設業の許可のいわゆる一方を国土交通大臣から受けている者が、新たに他の区分に係る国土交通大臣の許可を受けようとする場合には、その者は法第10条第2号の「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」に該当しないものとして取り扱う。

2. 登録免許税の納入及び還付について

- (1) 登録免許税の納入について
国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の取扱を行なう日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。
- (2) 登録免許税の還付について
許可申請を取り下げる場合には、許可申請が却下された場合において、当該申請に伴って納入した登録免許税の還付を受けていた者は、次により取り扱う。
① 許可申請を取り下げる場合には、許可申請の取下げ願書（別紙4）に登録免許税の還付願書（別紙7）を添え、直接地方整備局建政部建設業課長（東北・北陸・中国・四国地方整

備局にあっては建設部計画・建設産業課長、関東及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課長、北海道開発局にあっては事業振興部長、沖縄総合事務局にあっては開発建設部長（以下「建設産業課長等」という。））あてに提出させる。
② 許可申請が却下された場合には、前記登録免許税の還付願書に当該申請に伴つて納入した登録免許税の領收証書を添え、直接建設産業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について

国土交通大臣の許可を受けるものであつても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き継ぎ建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するため解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き継ぎ建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

4. 許可手数料について

許可の更新の中請及び業種追加の申請を行つた者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもつても返還しないものとする。

【第11条関係】

- ① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が②「入力事項」の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。
- ② **③の「郵便番号」「電話番号」**の欄はいずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。
- ③ 法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつた場合に本届出書を記載させる。

2. 変更届出書の取扱いについて

- (1) 変更届出書（様式第二十二号の二）について
 - ① 本届出書は、届出事項について、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、変更の内容が②「入力事項」の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。
 - ② **③の「郵便番号」「電話番号」**の欄はいずれの変更の場合にも両方記載させることが必要となるので、十分注意すること。
 - ③ 法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつた場合に本届出書を記載させる。
- (2) 事業報告書について
会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度終過後、届け出ることを求めるものであり、様式については問わない。
事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合にあつては、当該冊子を届け出ることで足り

るものとする。

- (3) 法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない一般株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があつた場合には、変更を覚知してから三十日以内に提出するよう指揮する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

(4) 法第11条第3項の規定により届出する際の健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）については、届出時点の状況を記載することとする。

- (5) 法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙8により届出等を行わせるものとする。なお、「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にはのみ当該法人番号を記入すること。

(6) 届出書（様式第二十二号の三）について

本届出書は、既に証明されている経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合にも使用できる。

経営業務の管理責任者又は専任技術者を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が7年以上になつた者がいるため複数の経営業務の管理責任者を一人にする場合、一部の営業所を廃止したためそこに置いていた専任技術者が不要になつた場合等が考えられる。なお、専任技術者については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き継ぎ専任技術者となる者には営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更し引き継ぎ専任技術者となる者については、本届出書ではなく、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届け出ることになる。

【第12条関係】

1. 廃業届（様式第二十二号の四）の取扱いについて
 - (1) 法第12条による届出は、本様式をもつて行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号（1））による専任技術者の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による専任技術者の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させる。
 - (2) 「行政手帳記入欄」は、以下の要領で記入する。
 - ⑤ **⑥「整理区分」**の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「1. 廃業」……………法第12条各号のいずれかに該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合
 - 「2. 取消」……………許可行政庁が許可を取り消した場合
 - 「3. 失効」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続がとられていない場合

5 [9] 「決算年月日」の欄は、廃業について決裁をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について
廃業届に基づき許可の取消しをした場合には、届出者に対し、別紙9により通知する。
なお、当該通知は直接受け取った旨の證跡を残すものとする。

【第15条関係】

1. 専任技術者について（法第15条第2号）

- (1) 営業所におかれるとされる実務の経験は、発注者から直接請け負った建設工事に係るものに限られており、したがって発注者の側における経験、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験は含まれない。

(2) 指導監督的な実務経験について

- ① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。
② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに關し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要であるが、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に關して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に關する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。

- (3) 法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第2号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を読み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接從事できぬ工事に直接從事した経験については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事者等として從事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

2. 財産の基礎について（法第15条第3号）

- (1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たし

ているものとして取り扱う。

- ① 外損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
② 流動比率が75%以上であること。
③ 資本金の額が2,000万円以上であること。
(2) 「外損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の純黙利息料金が負の場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
(3) 「流動比率」とは、流动資産を流动負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。
(4) 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。
(5) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資產合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上された利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
(6) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

- ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに增资を行なうことによって基準を満たすこととなつた場合には、「資本金」については、この基年を満たしているものとして取り扱う。

【第29条の2及び第29条の5関係】

- 許可の取消し処分の公告について
法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合には、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。

- 「5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、審査請求は、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があつたことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があつたことを知った日）から6ヶ月以内に国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があつたことを知つた日から6ヶ月以内であつても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

の写し若しくはこれらに連する資料の提出又は提示を申請者に求ることにより、経験年数の確認（【第7条関係】1、(6)の場合を除く。）については商業登記簿原本その他の建設業の経営業務に関する経験を確認することができる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより、それぞれ行うものとする。

- (1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合には、下記の具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもつて付与する。
- (2) 営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人による許可要件の確認、営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人による常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求ることにより行うものとする。

(3) 営業所の確認

営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

- ① 営業所の地図及び営業所の写真

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する状況が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。

- ② 営業所を使用する権原を確認するための資料

営業所を使用する権原を確認するための資料は、不動産登記簿原本又は不動産賃貸借契約書等の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 合併に伴う届出

- ① 新設合併により消滅する会社
- 法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をするべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたが合併期日以後は実態に新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

(2) 合併期日ににおいて、合併契約に基づき合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合

法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

ただし、法第12条第5号に該当するものとして同条の規定による届出をした場合はこの限りでない。

- (b) (a) 以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移

【その他】

1. 許可番号について

- (1) 許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合には、下記の具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもつて付与する。
- (2) 営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人による許可要件の確認、営業所ごとに置く専任の技術者及び令第3条に規定する使用人による常勤性の確認については、例えば健康保険被保険者証カード（両面）の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者に求ることにより行うものとする。

- (3) 営業所の確認
- 営業所の確認については、次の①及び②に掲げる資料の提出又は提示を申請者に求めることにより行うものとする。

- ① 営業所の地図及び営業所の写真

「営業所の地図」とは、営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明示した概略図とする。

また、営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（規則第25条第2項前段に規定する状況が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。

- ② 営業所を使用する権原を確認するための資料

営業所を使用する権原を確認するための資料は、不動産登記簿原本又は不動産賃貸借契約書等の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。

4. 建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 合併に伴う届出

- ① 新設合併により消滅する会社
- 法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をするべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたが合併期日以後は実態に新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下4.において同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

(2) 合併期日ににおいて、合併契約に基づき合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社に実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合

法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

ただし、法第12条第5号に該当するものとして同条の規定による届出をした場合はこの限りでない。

- (b) (a) 以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移

行する場合

消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第11条第5項又は第12条第5号による届出をしなければならない。

(c) (a) 及び (b) 以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第12条第2号に該当するものとして、同條の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併における消滅会社

法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前ににおいても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。

(2) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

消滅会社が合併以前に受けっていた建設業の許可については、当該合併により新会社（吸收合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。）、新設合併においては新設会社をいう。以下4.において同じ。）に当然継承されるものではなく、消滅会社のみでは法第11条(a) 吸収合併においては、存続会社が許可を受けおらず消滅会社のみが許可を受けていたた業種について、

(b) 新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの合併に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収合併の場合

合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があつたときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても存続会社に許可をすることができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができるることに留意する。

(b) 新設合併の場合

新設合併の場合においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。

③ その他の留意事項

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(3) 関連する手続相互の整合性の確保

- (1) 及び (2) に掲げる手続については、建設業者間の相互に直接の関係を有するものでなく、例えば消滅会社の発送留等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後關係の特段の制約はないが、これら手続は一連のものであり、関係建設業者が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの関係建設業者を指導する。
- (4) 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公工事標準化請負契約法第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分に協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関する手続では、消滅会社に係る許可が取り消された場合には合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

- (1) 建設業の許可申請の取扱い
- 建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行なう者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るために、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ① 許可申請の速やかな処理
- 建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可の申請があつたときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の許可是、譲渡人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意する。

② 事前打ち合わせの実施

①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になること見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行なうよう建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要

要であり、①に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 譲渡人が施工中の建設工事の取扱い

① 注文者との事前協議

譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについて
は、一般的には注文者と譲受人の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については、譲渡前から
注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する）。

② 法第29条の3第1項の適用に当たっての注意事項

建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可が取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可権に係る譲渡人の譲渡契約上の償却債務が包括的に譲受人に引き継がれる
場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を法第29条の3第1項に規定する
一般承継人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は(1)①に掲げる
許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

6. 建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

会社分割（以下「分割」という。）をする会社をいう。以下同じ。）が分割以前に受けたいた建設業の許可については、その分割により当然継承されるものではなく、
(a) 吸収分割においては、承継会社（吸収会社による建設業を承継する会社をいう。以下6. において同じ。）が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けたいた業種について、
(b) 新設分割においては、新設会社（新設分割によって設立される会社をいう。以下6. において同じ。）は、許可を受けようとするすべての業種について、
それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの分割に係る建設業の許可申請については、当該申請に係る建設業の新会社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下6. において同じ。）への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収分割の場合

分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があつたときは、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても承継会社に許可をすることができるものであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】4. でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

(b) 新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打ち合わせを行うよう、建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多數ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは分割に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に關しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前ににおいても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、(1) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

建設工事の種類	建設工事の例示
補装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	板金加工取付け工事、板金加工工事
板金工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
ガラス工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面上標示工事
塗装工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
防水工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、家具工事、防音工事
内装仕上工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排水機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用貯設槽工事、逆技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
機械器具設置工事	熱絶縁工事
	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学生業等の設備の熱絶縁工事、レタン吹付け断熱工事
	電気通信工事
	電気通信機器設置工事、電気通信機器設置工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア一取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
鋼構造物工事	鉄筋加工工事、鉄筋織手工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋織手工事

建設工事の種類	建設工事の例示
土木・式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とき出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ どび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮継ぎ切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はり工事、切断穿孔工事、アンカーワーク事、あと施工アンカーワーク事、潜水工事 石工事
	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根ふき工事	
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、衛生設備工事、給排水・給湯設備工事、廊房設備工事、衛生設備工事、淨化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、瓦戸工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工工事、鉄筋織手工事

別表 1

別表2

代理人の記名押印を可とする 許可申請書類	建設業許可申請書（様式第一号）の申請者の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除に限る。）、国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）（様式第十一号の二）の申請者・届出者の欄、変更届出書（様式第二十二号の二）の届出者の欄、届出書（様式第二十二号の三）の届出者の欄及び廃業届（様式第二十二号の四）の届出者の欄、健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）の申請者又は届出者の欄
代理人の記名押印を不可とする 許可申請書類	誓約書（様式第六号）の申請者の欄、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）の証明者又は申請者の欄、経営業務の管理責任者の略歷書（様式第七号別紙）の氏名の欄、専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）の申請者・届出者の欄（専任技術者の交代に伴う削除の場合を除く。）、実務経験証明書（様式第九号）の証明者の欄、指導監督的実務経験証明書（様式第十号）の証明者の欄、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）の氏名の欄、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）の氏名の欄

建設工事の種類	建設工事の例示
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金庫製造難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は掛梯設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事